

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 24 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開 催 年 月 日	平成 25 年 8 月 21 日（水曜日）	開 会 13 時 30 分	閉 会 17 時 17 分
開 催 場 所	第一委員会室		
出 席 委 員	関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内 議長、委員外～渡辺精郎	事 務 局	菊井事務務局長 和田副主幹
欠 席 委 員	なし		橋本主査
説 明 員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	○休憩中、8月1日付け人事異動に伴う主査職以上の職員紹介を行った。		
	1. 議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を 改正する条例（平成25年6月12日付託）について討論、採決を行い、賛成多数により 原案のとおり可とすべきものと決定した。		
	2. 請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書（平成25年8 月19日付託）		
	（1）請願の趣旨説明		
	請願者の滝川市幸町地区共同浴場管理組合の代表5名と紹介議員の渡辺精郎議員が出 席し、請願者から背景の説明、紹介議員から請願の趣旨について説明があった。		
	（2）質疑		
	趣旨説明に対する質疑を行った。また、所管から滝川市共同浴場さいわい湯の現状等 について説明を受け、質疑を行った。		
	3. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。		
	（4）滝川市子ども・子育て会議の設置について		
	次の事項については、次回委員会において所管から説明を受けることとした。		
	（1）戸籍管理システムの稼働について		
	（2）たきかわ「環のまち」物語年次報告書（平成24年度評価版）について		
	（3）滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の申請状況について		
	4. その他について		
	・菊井事務局長から請願の関係で資料要求がされているので、次回委員会における請願 者及び所管の出席について説明があり、出席要求することを確認した。		
	5. 次回委員会の日程について		

8月28日（水）午後1時30分から第一委員会室で開催することに決定した。

議

事

の

概

要

上記記載のとおり相違ない。

厚生常任委員長

関 藤 龍 也

平成25年8月16日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成25年8月2日付け滝議第77号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

委員会に出席を求められた者

市長

前 田 康 吉

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長

樋 郡 真 澄

市民生活部参事

伊 藤 克 之

市民生活部参事

石 川 雅 敏

市民生活部くらし支援課長

配 野 英 夫

市民生活部くらし支援課副主幹

原 田 暢 裕

市民生活部くらし支援課主査

運 上 琢 論

~~市民生活部くらし支援課主査~~

~~大 橋 晃 久~~

市民生活部くらし支援課主任主事

若 井 利 文

~~市民生活部くらし支援課主事~~

~~畠 山 政 和~~

~~市民生活部市民課長~~

~~榎 本 康 人~~

市民生活部市民課主幹

杉 原 慶 紀

保健福祉部長

~~佐々木 哲~~

保健福祉部次長

中 川 啓 一

保健福祉部子育て応援課副主幹

前 田 昌 敏

(総務部総務課総務グループ)

第24回 厚生常任委員会

H25. 8. 21 (水) 午後1時30分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

○休憩～8月1日付け人事異動に伴う職員紹介

1. 議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を
改正する条例（平成25年6月12日付託）

2. 請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書（平成25年8月
19日付託）

（1）請願の趣旨説明

（2）質疑

3. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

（1）戸籍管理システムの稼働について

（資料）市民課

（2）たきかわ「環のまち」物語年次報告書（平成24年度評価版）に
ついて

（資料）くらし支援課

（3）滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の申請状況について

（資料）くらし支援課

《保健福祉部》

（4）滝川市子ども・子育て会議の設置について

（資料）子育て応援課

4. その他について

5. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第24回 厚生常任委員会

H25. 8. 21(水)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまより第24回厚生常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、委員は全員出席、議長の出席をいただいております。委員外議員として渡辺精郎議員の出席を許可します。道新、プレス空知の傍聴を許可します。

ここで8月1日付人事異動に伴う職員紹介を行いますので、若干休憩をいたします。

休 憩 13:31

再 開 13:32

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1. 議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年6月12日付託）

委員長 それでは、本委員会に付託されました議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について、前回の委員会におきまして質疑を終結しておりますことから、これより討論に入りたいと思います。

討論の順序につきましては、前回委員会において決定しておりますとおり、市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順となります。

それでは最初に、市民クラブ、窪之内委員。

窪之内 私は、市民クラブを代表して厚生常任委員会に付託されました議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を可とする立場で討論を行います。

議案審査に当たり、各種資料の審査及び関連施設の視察も行い、短期間でしたが、集中した審査を進めてきました。ごみ処理料金が平成15年度に従量制となり、指定ごみ袋が導入されて10年がたち、市民にもすっかり定着していると言えます。また、この間新聞、チラシ等の古紙類の分別無料回収や小型家電の拠点回収を実施するなど、資源化率向上への努力については評価いたします。その一方で、エコバレー歌志内の突然の撤退表明という予期せぬ事態が発生し、平成20年度からはエコバレーの大幅値上げによる処理経費の増大という事態に追い込まれました。同時に、撤退後の処理方法についての決断を迫られ、関係市町での合意のもと、中空知全体の広域廃棄物処理施設、中・北空知エネクリーンを建設することが決定し、平成25年度から稼働しています。処理経費に占める住民負担率は、平成15年度26.1パーセントだったものが平成22年度には18.7パーセントとなり、市の基準である25パーセントに対し大きな差が生じることになりました。この状況から、滝川市廃棄物減量等推進審議会から平成24年2月にさらなる資源化の促進と住民負担率の適正な水準を求める答申が出されました。今回の改定は、中・北空知エネクリーンの処理経費の見通しが確定したことから、住民負担の適正化のための改定と言えます。

改定を可と判断した要点及び要望を以下に述べさせていただきます。第1に、

9月からの電気料金の値上げとともに生鮮食料品の値上げも相次ぎ、市民生活は苦しくなる一方です。また、来年は消費税の値上げが控えているなど、この時期での住民負担増は極力避けるべきとの思いがあります。しかし、今年度までエコバレー歌志内の大幅値上げ分を市民負担に転嫁させずにきたこと、エネクリーンが稼働した現在、現行のままでは市の財政負担が大きく、他の市民サービスへの影響も懸念されること、さらに住民負担率を20.3パーセントと極力抑えたことから、改定はやむを得ないと考えます。

第2に、資源化の徹底という点では、雑紙の無料回収を新たに導入することについては評価いたします。しかし、プラスチック製容器包装ごみの分別は導入されませんでした。熱エネルギーとしての再利用がベストなのか疑問が残ります。資源化の観点からの研究、検討を求めます。

第3に、事前に住民説明会を開催いたしましたでしたが、参加人数が少なかったことは残念です。雑紙分別導入や分別の見直しという新しい処理の方法について、全市民に理解して実行してもらうことが必要です。有効な手だてを実施するように求めます。

第4に、ごみ処理料金を初めとする減免制度は低所得者、高齢者対策として有効な施策です。しかし、自治体負担で実施するには限界があります。低所得者、高齢者だけでなく、子育て世代や障がい者への適切な対策が実施できるよう財政面での措置を国に強く要請するように求めます。

最後に、資料要求への対応を初め、所管職員の誠実な態度に感謝申し上げ、討論いたします。

委員長
田村

次に、新政会、田村委員、お願いします。

議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例につきまして可とする立場で討論いたします。

ごみ処理の有料化は、昭和61年に定額制が導入され、平成15年から現在の従量制へと変更になり、ごみの排出抑制に一定の効果があつたことは評価いたします。本年3月に中・北空知廃棄物処理広域連合の一般廃棄物焼却施設が竣工し、これらの経費を含め平成26年度以降年間約6,485万円が必要となります。ごみ処理手数料は、平成15年から現在まで改定を行っていませんが、ごみ処理は市民生活に重大な影響を及ぼすもので、効率のよい適正な処理を行うことは行政の使命であることから、今回ごみ処理手数料の若干の改定は必要と考えております。来年4月からは、今まで燃やせないごみで収集されていた雑紙の収集を実施するとのことですので、少しでも住民負担が軽減されるよう市民周知を徹底し、今まで以上に資源回収などを実施するよう要望して、新政会の討論いたします。

委員長
副委員長

続きまして、公明党、堀副委員長、お願いします。

私は、公明党を代表し、議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を可とする立場で討論いたします。

今日環境保全のための資源の利活用は、地球規模の重大な課題であります。そういう意味から、市民のごみに対する意識向上が必要であり、負担をお願いすることも必要と考えます。今回の提案の瓶、缶、ペットボトルを除く生ごみ等の25パーセントの値上げに対し、雑紙、乾電池、蛍光灯等の無料回収に対応するなど、市民負担を軽減する行政サービスを大いに評価いたします。しかしな

がら、今後の市民負担に対してはより負担軽減に努力され、特に低所得者対策には検討を要望し、賛成討論といたします。

最後に、清水委員、お願いします。

日本共産党の清水雅人です。私は、滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を行います。まず、日ごろから廃棄物処理行政にご尽力されている理事者、職員の皆様に敬意を表するものです。

さて、付託された厚生常任委員会でこれまでに3回の審議、2回の視察を行いました。その中で必要な審査を行うことができました。また、市民説明会が7カ所で行われました。まず、提案内容と背景について触れておきたいと思います。第1に、値上げ内容は生ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみの袋代を一律25パーセント上げるものです。説明では、資源収集の対象を広げることで袋使用量を減らし、値上げ幅を抑えることができるとされました。新たな資源化などの内容は、1点目として可燃ごみの39パーセントを占める雑紙で約2割減少します。2点目として、不燃ごみは、小型家電回収が4月から実施されており、減少します。3点目は、不燃ごみに危険、有害物の乾電池、蛍光灯、水銀体温計、ライター、ガス缶、スプレー缶が特定品目として追加され無料回収になり、減少します。その結果、市民が負担する家庭用ごみ処理手数料である袋の購入料金合計は、1億7,330万円から1億9,950万円と2,620万円、15.2パーセント増にとどまるということです。また、試算では、夫婦と中高生3人の5人家族で年間1万6,640円から1万8,720円に2,080円、12.5パーセント増になるとしています。

第2は、事業系についても搬入によるごみ処理手数料20パーセント値上げで5,207万円から6,250万円と1,043万円の増を見込んでいます。事業系の住民負担率については、2003年42.4パーセント、2010年27.9パーセント、2014年以降35パーセントになるとの答弁がありました。雑紙資源化により可燃ごみがどの程度減量されるのか試算がないので、家庭ごみのように事業者負担増が抑えられるか推定できませんが、事業系一般廃棄物の事業者負担率が家庭系に比べ約1.5倍の水準です。

第3に、値上げ理由については、1点目としてエコバレー撤退と新焼却施設建設による経費増、2点目としてごみ処理経費全体に占める市民負担が2003年度26パーセントから現在18パーセントに低下しており、負担率適正化のため20パーセントにしたいことを挙げています。また、最終処分場を7年後をめどに建設し、その際に再値上げを検討していることを明らかにしました。

以上のような提案に対する反対理由は、以下の点です。第1は、市民生活を直視するならば、地方自治体は市民負担増をすべきではありません。賃金低下に歯どめがかからず、年金も低下が始まりました。支出は、円安による物価高、燃料高騰、電気料金値上げ、介護保険料も3年ごとに上がり続け、国保税や後期高齢者医療保険料も高いままです。高校授業料無償化や水道料金、保育料の値下げはありましたが、全国でも高水準であることには変わりありません。来年度消費税増税や医療費窓口負担増がもし行われれば、暮らしと営業はどうなるのか、多くの市民が不安にあえいでいます。日本共産党にも家庭だけでなく、飲食店など事業者からの切なる要望が寄せられています。

第2は、道内35市でトップクラスの手数料になるものです。同じような廃棄物

行政をしているのですから、道内平均より下を目指さなければ市民の信頼に応えることはできないと考えます。具体的には可燃、不燃ごみの1リットル当たりのごみ袋料金で帯広市3円、芦別市2.75円に次いで釧路市と同じ2.5円になり、35市中3位の高さです。一方、生ごみは、芦別市10.3円に次ぎ、留萌、赤平、砂川、歌志内と同じ8.3円となり、35市中2位です。

第3は、容器包装リサイクルを全く進めないまま2割以上も大きい焼却炉を建設し、過大な建設費と維持管理費になっている責任があるにもかかわらず、値上げ理由としてエコバレー撤退と焼却炉建設に伴う支出増を挙げているものです。質疑に対して大き過ぎる焼却炉になった理由について、エコバレーの撤退で急いだ、雑紙のリサイクルは5市9町の合意ができなかったという正直な答弁もされましたが、容認できるものではありません。日本共産党は、花岡道議会議員を先頭に調査を行い、尾崎社長から原因は全て日立側にあり、日立が一番悪い、道義的責任がある、親会社も自治体の同意がなければとめられないと言っているとの発言を引き出しました。しかし、日立製作所が想定した最も短期間の15年間でエコバレーを停止できるように、新たなごみ減量も全くせずに2013年4月の新焼却炉操業開始に突き進みました。日本共産党の酒井隆裕議員が2009年第2回定例会などで札幌市での雑紙やプラスチックの分別収集を例にとるなどしてリサイクル品目の拡大を提案しましたが、真剣な答弁はありませんでした。さらに、2010年1月29日、広域連合準備会会長、泉谷歌志内市長に分別収集強化による減量と雇用拡大、適正な焼却炉規模を求める提案書を提出しましたが、5市9町の首長は理不尽な日立側の要求を丸のみして大慌てで炉の規模をほとんど縮小することなく決定してしまったことは記憶に鮮明に残っています。吉井副市長がエネクリーンは5市9町の総意だ、雑紙についてはわかっていれば炉の規模を小さくできたという反省はあると答弁しました。しかし、一般廃棄物処理を国内有数の大企業の子会社に委託するという道内でも例外的なごみ処理を市民の批判、不安の中で10年前に開始しておきながら、設備の欠陥があるので、2013年3月に撤退したいという15年契約をもほごにする要求を100パーセント受け入れる一方、時間がない中で焼却炉規模について間違った決定をした行政責任は重大であり、そのツケを市民負担増に転嫁することに道理はありません。

第4は、リサイクルによるごみ減量が不十分な中での値上げであることです。4月から実施の小型家電の拠点回収に加え、雑紙の新たな分別収集や危険有害物である特定品目の分別収集は大きな前進であり、評価します。しかし、プラスチックの資源化については、滝川市廃棄物減量等推進審議会から検討を求められたにもかかわらず、相変わらず可燃ごみとして収集し、焼却炉で発電することが最良の方法との考え方がにじむ答弁が繰り返されました。これは、早期に改める必要があります。なぜなら、容器包装リサイクル法は市町村が収集、保管、消費者が分別、特定事業者がリサイクル費用を負担するという3者の役割を定めており、消費者と市町村が多額の処理費用を全額負担する現状は法が目指す内容に反します。容器包装リサイクル法にのっとり、消費者である市民に処理費用を負わせることなく、特定事業者処理させる必要があります。特に発泡スチロールトレイについて、市は事業者が取り組んでいる食品トレイや紙パック類などの店頭回収を積極的に活用し、各家庭のごみ減量化と資源化を促進しましょうと啓蒙していますが、立場をわきまえていないことを指摘せざ

るを得ません。容器包装リサイクル法第6条、地方公共団体の責務は、市町村はその区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。さらに、現在のごみ処理基本計画で現在可燃ごみとして処理、処分しているその他プラスチック製包装容器についても今後は容器包装リサイクル法に基づき分別収集を行い、ごみ資源化に努めることが重要であるとの記述とも矛盾します。計画と市政に乖離があるとしか考えられません。容器包装プラスチックについては、道内35市中23市が分別収集、4市が一部分別収集であり、滝川市は大きくおこなっています。今後は、プラスチックの中でも家庭で汚れを落としやすく、マテリアルリサイクルに適した発泡スチロールやペット樹脂やスチロール樹脂製の透明のふたなどを早期に分別収集項目に加えること、そして次期ごみ処理基本計画でプラスチック全体のリサイクル実施のための施設整備など具体化を求めるものです。また、衣類や剪定枝についてもリサイクルの実施を求めます。

第5は、分別資源収集の対象を広げることでごみ袋使用量を減らし、値上げ幅を抑えることができるとし、家庭系では2,620万円、15.2パーセント増にとどまるという考え方が示されました。しかし、新たな分別から漏れる市民、分別が困難な市民にとっては25パーセントの値上げであることです。吉井副市長は、5年前、3年前に値上げを見合わせた、今回雑紙リサイクルによるごみ減量とあわせ、負担増を抑えるようにしたので、ご理解願いたいと答弁しました。しかし、分別不能なものがごみの多くを占める市民にとっては、25パーセント値上げが重くのしかかります。在宅介護や子育てでは、毎日数個も使う紙おむつは分別不能です。また、独居高齢者などでは、宅配弁当の容器包装プラスチックは分別不能です。

第6は、ごみ処理経費についての住民負担率の考え方についてです。2010年度決算値で家庭系ではごみ処理手数料収入が1億1,997万3,000円で、ごみ処理経費が6億6,337万7,000円、差額は5億4,340万4,000円で、住民負担率は18.09パーセント、事業系では5,207万3,000円に対して1億8,667万3,000円、差額1億3,460万円、住民負担率は27.9パーセント、合計では1億7,204万6,000円に対して8億5,005万円、差額6億7,800万4,000円、住民負担率20.24パーセントでした。説明では、家庭系ごみについて7年前の2003年の26パーセントから18パーセントに低下したため、25パーセントの方向に戻したいというものでした。しかし、住民負担率の考え方は、ごみ量がふえていた時代の産物ではないでしょうか。ごみを減量すれば手数料収入が減る中で住民負担率の考え方を続ければ、家庭系で200円、300円に、事業系の収集業者が販売する袋は500円、1,000円に近い将来なってしまうかねません。市民の役割は、容器包装リサイクル法にのっとり分別して出すことで、高齢化の中で市民の役割はますます高まっていることを考えれば、今以上の値上げはすべきではありません。ここで、地方交付税の基準財政需要額が7年間に4億3,375万円から3億1,633万1,000円に1億1,741万9,000円減額したことが値上げに踏み切る大きな要因になっており、国の地方財政削減の実態を厳しく指摘するものです。

その他として、若干の意見を付して討論とします。第1は、減免制度の拡充が必要です。有料ごみ袋の減免は、生活保護受給者、70歳以上の単身者、ひとり親家庭などとなっています。答弁では、過去にも検討している、しかし水道、下水道などと一体的な制度になっているので、ごみだけを広げる考えはないと

され、吉井副市長は厳しい財政状況で見直しはできないという趣旨の答弁をしました。しかし、25パーセントという大幅値上げ提案の一方で、弱者に対する視点が欠けていることは残念なことです。視覚障がい者を初め、障がいを持つ方が分別する大変さを考えれば、厳しい財政で済まされることではありません。また、70歳以上の単身世帯要件を外すことは、紙おむつが分別不能であり、25パーセントが丸々負担増になることから、必要な見直しです。岩見沢市が実施する子育て世帯への減免制度を参考に拡充を求めます。

第2は、最終処分場の建設は約7年後を予定しており、その建設費は12億円が見込まれるため、再値上げを検討する考えが示されました。とんでもないことです。これまでも滝川市は、ごみ処理手数料値上げでは道内の2番手の役割を果たしてきました。2003年は伊達市に続き、2013年は帯広、釧路に続いての値上げ案です。さらなる値上げなどは許されないことを肝に銘ずるべきです。

第3は、来年度からの消費税増税を安倍自公政権が決めても、ごみ処理手数料や全国一高い上下水道料金を初め公共料金には転嫁しないことを求めています。地方消費税も増額する中で財源も理由も十分です。

第4は、事業系一般廃棄物の事業者負担率が家庭系に比べ1.5倍の水準です。事業系ごみについては、さまざまな事業者がいる中で近年ごみ量がふえている事業所もあるようです。大量排出する大規模事業者と家庭より少ないような個人営業が同じ負担でいいのか、また大規模ほど収集業者に支払う委託料が重量当たりで安い可能性もあります。負担率が家庭と事業者でこれほど違うことの是非について、また大量排出事業者については特別な検討が必要であり、今後議論していきたいと考えます。

第5は、滝川市の長所を続けていただきたいということです。1点目は、戸別収集です。道内でも実施数は少ないのではないのでしょうか。高齢者、障がい者など弱者に優しい滝川市の自慢です。2点目は、10年前に実施した生ごみのバイオガス化により埋め立てが激減したことの自慢です。3点目は、リサイクル率です。生ごみのガス化を含めると45パーセント程度になり、堆肥化だけを含めても30パーセント近くになります。全国には、生ごみのガス化や堆肥化を分子に含めずにリサイクル率が50パーセントを超す自治体も見られます。全国でも評価されるリサイクルを目指していただくことをお願いいたします、討論といたします。

委員長

以上で討論を終結いたします。

討論の要旨につきましては、整理しまして8月30日までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

これより採決を行います。

議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を挙手により採決いたします。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長

挙手多数でありますので、本案は可とすべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告につきましては、9月10日開会予定の第3回市議会定例会で行うこととし、報告書の文案につきましては正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

- 委員長 そのように決定いたします。
- 市 長 以上で本委員会に付託されました議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の審査は終了いたしました。
- 市 長 市長より発言の申し出がございますので、これを許したいと思います。
- 市 長 それでは、ただいま採決いただきました件につきまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。
- 委員長 関藤委員長、そして堀副委員長初め厚生常任委員会の委員の皆様方におかれましては、本委員会に付託されました滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、大変精力的に審査、そしてご議論賜りましてまことにありがとうございました。そして、ただいま可と採決をいただきましたことに改めてお礼を申し上げます。
- 委員長 本委員会の採決を受け、この後本会議においてまた議論されることになると思いますが、その後に採決いただいたならば平成26年4月1日に向けて市民の皆様への周知、そしていろいろお願い等を徹底して行っていくつもりでございます。ぜひとも委員各位の今後ともご理解、そしてご指導を心からお願い申し上げます。一言申し上げ、本委員会でのお礼とさせていただきます。
- 委員長 それでは、ここで暫時休憩したいと思います。市長及び所管の皆様はご退席願います。
- 休憩いたします。
- 休 憩 14:00
再 開 14:01
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 委員長 議題に入る前に、請願の取り下げと新しい請願の提出がありましたので、請願の審査につきましてご協議を願います。
- 委員長 議会閉会中の7月31日に提出されました滝川市共同浴場さいわい湯に関する請願書につきましては、議長から本委員会に付託され、本日の委員会にて請願者及び紹介議員より請願の趣旨についてご説明いただく予定でありましたが、請願内容の変更のため8月19日付で請願者及び紹介議員から請願取り下げ申出書、請願の紹介取り消し申出書を議長が受理し、取り下げを許可いたしました。
- 委員長 なお、同日の議会閉会中に新たに公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書が提出され、議長から本委員会に付託されましたので、本日の委員会にて請願者及び紹介議員より請願の趣旨についてご説明していただくことでよろしいでしょうか。
- （異議なしの声あり）
- 委員長 そのように決定いたします。
- 委員長 この後の日程は、請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書の趣旨説明ですが、準備ができるまで暫時休憩といたします。
- 休 憩 14:03
再 開 14:19
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 委員長 2. 請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書（平成25年8月19日付託）

委員長

請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書についてを議題といたします。

本件につきましては、議会閉会中の8月19日に議長から本委員会に付託されましたが、本日は請願者であります滝川市幸町地区共同浴場管理組合の組合長、遠藤公平様、副組合長、篠田潤一様、会計幹事、熊谷恭一様、庶務幹事、米野豊一様、顧問、富澤和雄様と紹介議員であります渡辺精郎議員に出席していただいております。本日は、お忙しい中、本委員会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。後ほど本請願の趣旨についてご説明くださいますようお願いいたします。

それでは、審査に入りますが、審査の進め方につきましては、まず請願者並びに紹介議員から請願の趣旨を簡潔に述べていただいた後、各委員から質疑を受けたいと思います。その後に前回の委員会で確認したとおり関係所管に出席を求め、各委員から質疑を受けたいと思います。また、本日の審査は、質疑までとしたいと思います。これに異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、請願の趣旨説明をお願いいたします。

遠藤組合長

組合長の遠藤です。一言ご挨拶申し上げます。

本日は、請願について、特にお忙しいところ時間をとっていただきましてありがとうございます。ぜひとも開西団地129世帯の住民の切実な願いを十分なご審査を賜り、採択していただき請願の内容が実現されるようよろしくお願いします。それでは、請願の趣旨について補足します。平成21年度から平成25年の間に灯油の高騰が原因と認識しておりますが、一時1リットル50円台の灯油が今現在は96円から97円になっております。このような状態においては、当さいわい湯ではなかなか経営が難しくなっております。それでもって、ここに請願を出しました。そして、このさいわい湯は幸町地区の開西団地が利用することになっておりますが、組合に加入していない方はお風呂に入浴できないというような話が最初ありました。それではとてもこのさいわい湯は成り立っていかないので、泉町、扇町、西町、他町内、本町からも来ています。その人方からも入浴してもらって何とか維持してきました。でも、町内の団地の中の人間が大体75名ぐらいの方が入浴していますが、この方々が毎日入ってもらえるのであればこんなような状態にはならなかったのですけれども、金銭的な問題がありまして、なかなか利用できない人もいると思うのです。それから、このほかに他町内からもさっき申したように組合に加入してなくても入浴してくださいというように、私たちは他町内にチラシを配って入浴してもらえるように協力してもらいました。それで、65名ぐらいの方が今利用しております。そして、何とか維持しようと考えているのですけれども、灯油も高騰してお客さんもだんだん減る、団地の人間も病院に入院したり亡くなったりして利用する方々が減ってきているのです。それでもって、助成金をもらっても何としてもできなくなってこのように請願いたしました。そして、助成金の内容はここに書いてありますけれども、平成23年度の滝川市役所からの助成は50万円ありました。22年に12万6,000円なののですけれども、その後に50万円の助成がありました。時期は3月に入りました。それで、何とか維持してまいりましたけれども、24年度には7月に20万円しか助成がなかったのです。このことは、くらし支援課の

担当であった山川さんからさいわい湯を法人にすると道からの補助がもらえるという話がありまして、私はお願いしたのです。そうすると、道からは補助が20万円出たのですが、市からも20万円しか出ないと。そうすると、今まで50万円助成金もらってやっていたものが40万円では到底できるわけがないのです。だから、何としてもここを打開しなければいけないと思って、うちの組合の相談役であります富澤さんをお願いをしてこのようにしてきた次第です。何とかこの状態を打開したくて、皆さんにお願いしたくてきょう来ましたので、何とかよろしく願いいたします。

委員長
渡辺紹介議員

それでは、紹介議員の説明を求めます。

それでは、私は紹介議員の市民の声連合の渡辺精郎でございますが、ただいま遠藤組合長さんからお話があったとおりであります。私は、さいわい湯の経営状況をつぶさに存じているわけではございません。しかし、私たちのところの東町のひがしの湯も恐らく同じような事情を今後たどるのではないかと、こういうことで関心を持っているところでございます。公設民営ということで市にある2つの施設につきまして、こういう時代になりますと公設公営でやっていかなければいけないのではないかと、私は本当に思うぐらいでございますが、ただいま遠藤組合長さんの言うとおりでございまして、入浴人員はどこも減ってございます。公営住宅がどんどんと新築をされていきますと、結局今の公営住宅は全部お風呂つきでございますから、こういうところがこういう事情になるのはまた当然といえば当然であります。先ほど遠藤さんからもありましたとおり、灯油がこのような高騰の時代でございますから、この請願内容を慎重にご審査されまして、ぜひ採択をしていただきたいと思いますのでございます。特にその中で記の中での基金制度について説明がございましたが、市独自のひがしの湯も含めてこういうお風呂の制度の基金制度はやはり私も必ず必要ではないかと考えますので、ぜひこの厚生常任委員会の委員さん方の特段のご理解をいただきまして、よろしく願いをしたいと思います。

以上でございます。

委員長

請願者からの説明が終わりました。

木下

これより質疑に入りたいと思います。質疑ございますでしょうか。

今決算の資料を見させていただきましたが、23年度につきましては5万9,264円の黒字です。それから、24年度、去年ですか、これも3万7,285円ですか。それで、灯油の高騰ということが今言われましたけれども、1点だけ伺いします。この資料の工程表を見させていただきましたら、ボイラーの始動が朝の6時30分、それとお湯張りが7時半、そしてお湯を調整して、それからお客さんをお入れになるのが2時15分、すごく時間がかかっています。ボイラーの火力が少ないのか、それともこれだけ時間を置いて、ボイラーをたかなかつたら入ることができないのかをお伺いいたします。

篠田副組合長

篠田です。よろしく願いいたします。このボイラーの6時30分というのは、あくまでもこれは冬の例のことなのです。夏は、結局土曜日にお湯を抜きまして、火曜日に新しくお湯を張ります。火曜日の場合は、一遍に出してしまうと灯油がかかるので、大体6時30分から、3時間かけてお湯を少しずつ出しているのです、灯油を食わないように。結局10分間でボイラーを一たんためて、そうしたらその分が灯油を食わないから、そういう状態で3時間かけて、それで大体11時ごろまで3時間半かけて終わらせて、火曜日はこういう状態です。そ

して、12時から今度管理人が行って、そしてまた温度を調整して、そしてそのときはボイラーは入れませんから、もうお湯を張ってありますから、火曜日の日は。そして、温度を調整して、それから2時15分から今度お客様を入浴させるということになっております。木曜日の場合は違います、6時30分というのは。木曜日の場合は、朝は大体、補助ボイラーで男と女の温度、1日あけると温度が大体35度ぐらいに下がりますので、8時から9時まで1時間入れます。それで、大体10分に1度ですから、11時になったらまた30分入れています。そして、土曜日と同じです。冬になればまた違いますけれども、これは夏の間の例ですけれども、冬になれば結局3回になってしまうのです。冬は、木曜日の場合は朝の7時から8時まで1時間、そして9時から10時までまた1時間、そして11時ごろにはかってみて足りない分30分入れるということで、そしてあと12時に管理人が行ってもう一回温度を調整して、足りなければまた補助ボイラーで温度を上げるという、そういう状態になっています。ただ、この朝の6時30分というのは、火曜日のお湯を張る時間だけなのです、新しいお湯を入れるということで。これで説明わかりましたでしょうか。

木 下

話が見えなかったのですが、ボイラーを一回に入れたら、案外そのほうが効率的なような気がしますけれども、その辺のところはどうなのでしょう。そのボイラーの大きさですけれども、その辺再度伺います。

篠田副組合長

一遍に入れたらどうですかということでしょう。一遍に入れてやってみているのですけれども、灯油が結局今高いから節約するために今少しずつ3時間をかけてやっているということです。前は一遍に入れていました、お湯と水で。そうしたら、大体ボイラーは1時間ぐらいかかりますから、今現在70度まで。冬になれば1時間20分ぐらいかかりますから、ボイラーを朝回すまで、70度に上がるまで。一遍にお湯と水と出せば大体1時間ぐらいで終わるのかな、でも結局ボイラーを回しっ放しになってしまいます、常に。だから、灯油がかかるということを考えながら、いろいろな方法でやりくりして、今現在少しずつ出しながら3時間かけてやったほうが灯油代がかからないのでないかなという方法でやっているのです。研究しながら、どちらが灯油を食わないかということで。

(「時間のこと言ったのか」と言う声あり)

篠田副組合長

いやいや、結局お湯を一遍に入れたらどうですかということで、1時間ぐらいで。

遠藤組合長

今説明足らなかったようなので、説明しますけれども、お湯を一遍に入れたらどうかという質疑だったのですけれども、お湯を一遍に入れると冷めてしまうのです。そして、もう一つ、一番嫌なことはボイラーのエンジンが焼きつけを起こしてしまうのです。なぜかといったら、休みなくボイラーを回すとエンジンが過熱してしまっって焼きつけを起こすのです。それでもって、私がお湯張りをやっていますけれども、大体5分に1回かかって5分に1回とまる、この繰り返しをしないとボイラーのエンジンが冷える時間がないのです。前の管理人はそれがわからなかったものだから、エンジンをだめにしてしまったのです。泉町のお風呂のことも聞いています。間違いなくエンジンをかけっ放しにすると、機械だって人間だって同じなのです、一回休ませなかったら。5分あれば冷えますから、ある程度。5分に1回、5分に1回かけるもので、3時間から3時間半かかるのです、お湯を張るのに。だから、時間がかかるというのはそこなのです。

ただ、今うちの篠田が説明したのですけれども、この時間が月曜日の8時から9時までになったのですけれども、月曜日は休みなのです。でも、土曜日仕事をやって、やっぱり皆さん掃除して早く帰りたいのです。掃除の人3人いますけれども、なるべく早く帰してやりたいので、ある程度は先に帰して、私か篠田かどちらかが月曜日に行って点検するのです。そして、マンホールの穴を掃除して、機械を点検して、水漏れがないのかということを確認して帰るのです。それは1時間ぐらいです。そして、火曜日は、さっきも言っていますようにお湯を張らなければならないのです。土曜日に水を抜きますから、全部。そうすると、火曜日は中が空っぽです。それで、お湯を張るのに5分に1回、5分に1回かけて3時間半ぐらいでお湯を張ってくるのです。その繰り返しをやって、そして12時半になったら私は一回帰りますから、そのときうちの管理人の篠田が12時半に出てきて、あとお客さんを入れるように帳面を出したり、つり銭を出したりもやっているのです。その後に私が2時10分ぐらい前に行って温度調整をして、それでオーケーが出たらお客さんを2時15分に入れるようにしているのです。それが火曜日なのです。水曜日にも休みだからしなくてもいいと思うのです。でも、何かあったときに次の日営業できなくなるのです。だから、必ず1時間ぐらいは点検して歩くのです。そして、木曜日は営業日ですけれども、前の日にお湯が入っていますから、なぜかといったら本来ならば全部お湯を抜かなければならないのです、当たり前であれば。全部抜いてしまうと、うちは6トンの水があるのです、使うのは両方で。その6トンの水を投げてしまうと、水は100トンまでは基本料金にしていますから基本料金で済むけれども、灯油はすごいのです、かけにすると。それでもって、3分の1から半分近くまでお湯を投げて、そしてろ過機で掃除して薬を入れて大腸菌を殺すようにしているのです。それをやって、前の日にお湯を張っているものだから、お湯は蛇口をひねるだけでいいのです、ボイラーをかけなくても。それでも、冬期間になるとどうしても冷えるのです。そうすると、そのお湯の温度の状態において1時間回すのか30分回すのか、さっき言ったように今度は本ボイラーでなくて補助ボイラーなのです。本ボイラーは、浴槽に入のお湯を出すやつ、補助ボイラーというのは男湯、女湯に1個ずつついています。それで温度を上げる、これは蛇口のほうには関係ないですから、その調整は2人で交代交代でやっている、だからこのような時間調整に必ずなってくるのです。これをやらないことにはお客さんを入れられないので、そして木曜日12時半にお湯を調整してお客さんを入れたら、掃除して、9時ぴったりに出る人がいないときもあるのです。これはお風呂ですから、うちは9時まで入ってくればいいですよということにしていますから、特に8時45分なり50分ごろに来る人もいます。そうしたら、1人しかいないから掃除してもいいということとはできないのです、お金をもらっていますから。だから、お客さんが帰るまで待機していなければならないのです。そうしたら、どうしても帰る時間がずれて遅くなるのです。さっきも言ったように、なるべく早く帰してやりたいから、ある程度して帰ってもらって、また休みの金曜日に私が出て点検して、悪いところは掃除して、それをやっていくのがこの繰り返しの工程なのです。

本当に私の休みというのは今は日曜日だけなのです。週4回だったら、日曜日にも休めないのです、月曜日に出なければならないから。今、週3回、火、木、土にしていますから、月曜日は休みだから、日曜日に完全休業にして休ませて

いる。だから、私たちは管理人と言われても、まず休む日が全然ないのです。ただ、それは座ってたばこをのむとか、ジュースを飲んだりする時間はあります。機械から目を離せないのです、何かあってトラブルが起きたときには。何回もあるのです。ちょっと目を離したときにトラブルが起きて温度が上がらなかったと、そういうことが2回ぐらいありました。そういう状態にしないようにするためには、やっぱり誰かがついていなければならないです。だから、このような人件費の工程表を私は出したけれども、確かにくらし支援課に行っても管理人5,000円なら高いのではないのかと、受付400円なら高いのではないのかと私は言われたことがあります。でも、管理人の仕事は1日5,000円だけれども、火、木、土だけ出ていればいいのだということではないのです。必ず出ていなければならないのです。何時間でも必ず出なければならない。そして、皆さんの掃除の仕事の内容を見て、汚いところは自分でやっぱりたわしをかけて洗って、そういうことをやっているのです。だから、この工程表の時間はこのようになっています。

委員 長
田 村

そのほか質疑ございますでしょうか。

中身だとか、今の説明だとか、あるいは出してもらったいろんな書類を見ていろいろ検討はできるのはわかるのだけれども、工程表、ここの2ページに幸町地区共同浴場組合組合長、遠藤六平と書いてありますけれども、請願書は遠藤公平さんなのですが、どちらが正しいお名前なのですか。

遠藤組合長
委員 長

申しわけありません。間違えました。済みませんでした。

公平でよろしいのでしょうか。

(「公平です」と言う声あり)

委員 長
田 村

公平ですね。

それと、工程表の一番最後のページなのですが、人件費に管理人、掃除、会計、冬期間の除雪業務とありますけれども、人数は何人いらっしゃるのですか。管理人、掃除する人、会計の方。それと、除雪はどこかに頼んでいるのか、それはどうなっていますか。管理人は何人いらっしゃるの。1人でやっているの。

2人でやっているの。3人でやっているの。

遠藤組合長

本来ならば管理人は1人なのですがけれども、1日5,000円でやっているのですが、なかなか1人というのは大変なのです。

だから、2人でやって、賃金は2,500円です。1日5,000円を2人でやっているから、2,500円ずつにしてやっています。私だって管理人だけの仕事ではないので、うちの仕事もしなければならぬし、いろんなことがありますから。

委員 長

今の質疑、管理人が何人というのはわかりました。掃除に何人おられるのか、それから除雪は業者に委託しているのか、それともまた自分たちでされているのか、もしされているのであれば何人でされているのかというのが質疑の内容ですので、よろしいでしょうか。

篠田副組合長

管理人2人、受付1人、そして掃除、男と女2人でちょうど5人です。除雪のほうは、管理人のほうでやっています、2人で。よろしいでしょうか。

田 村

さっき会計も聞いたのですけれども、会計は何人いらっしゃるの、その会計は今言われた5人以外の方がやっているのですか。

篠田副組合長
委員 長

会計はいます、1人。そうしたら6人です。済みません。

会計が別に1人ということで、トータル6名ということのご答弁でよろしいでしょうか。

篠田副組合長
委員長
窪之内

はい。

そのほか質疑ございますでしょうか。

ご苦労されて皆さんやっているということで、本当に大変だなということは感じていますし、お話でわかりました。ただ、出されている資料の整合性の問題を1つお聞きしたいのですが、工程表の中に市、道からの助成金のあり方というページがありまして、（１）、23年度滝川市役所からの助成金12万6,000円、（２）、24年度市から50万円、（３）、23年度、24年度の道の浴場組合からはなしで、（４）、25年度浴場組合から20万円と書いてあるのですが、決算書がここに出されているのですけれども、23年度の補助金のところが50万円になっていて12万6,000円と合わないのと、24年度の補助金が40万円になっていて、この金額も合わないのと、道の補助金の20万円もどこにどうなっているのかなということで出されている資料の整合性がとれていないので、1点目はその点についてお伺いしたいということと、23年度の決算書と24年度の決算書を比べますと、燃料高騰と言われているのですが、電力料と燃料費ともに24年度のほうが低くなっているのです。その要因をお聞きしたいのと、上下水道料金が23年度が10万5,000円だったものが24年度に18万1,000円と80%もふえているのです。この要因をお伺いしたいということが2点目。

それと、先ほどの件なのですが、ボイラーの耐用年数のことなのですが、本ボイラーの寿命はあとどれくらい、補助ボイラーもそうやって毎日始動しているということになると、耐用年数のことが気になりますので、それを買いかえらなったらお金がかかるということで、今後の動向を見る上で耐用年数がどれくらいあるのかお伺いしたいと思っているのと、ボイラーの効率的な運用ということで5分入れて冷えるまで休ませてということはわかったのですが、70度のお湯まで上げて後で水を足すということが一番効率的なのか、45度ぐらいまで上げて、その温度で流すというほうがいいのかどうかというのは今までいろいろ検討されてきたのだと思うのですけれども、どうも私でいえばボイラーをたくのに時間がかかるというのはわかったのですが、12時30分のお湯の温度調整をやってお客様の入浴開始まで1時間45分あるのです。こんなに時間が必要なのかどうかというのがよくわからないのです。それで、45分でいいということであれば、ボイラーのたく時間を1時間おくらせる、ないし入浴開始時間を例えば1時間おくらせたりすることによって一定の燃料費の改善が図れると思うのですが、その入浴時間、入浴日数は週3回なので、夏場のことも考えたらやむを得ないと思うのですが、1日の入浴数のこともよくわからないので、1日の入浴数を考えたときに入浴時間の開始時間なり終了時間を1時間縮めることによって燃料の節減が図れるのであれば、そういうことも可能と思うのですが、そういう検討はされたのかどうかをお伺いしたい。

委員長

そうしましたら、委員長のほうから一点一点確認していきますので、まず1点目の窪之内委員の質疑につきましては道、また市からの補助金の金額と決算書についての金額との整合性がないということです、その点についてはどうなっているのかということになります。

遠藤組合長

先ほど質疑がありました12万6,000円の件なのですけれども、これは23年2月に入っております。23年2月に赤字が発生した分だけ助成しましょうということで、くらし支援課の部長、課長、係長が来て話し合いをして、それでいただきました。ここには載っておりません。その後3月に50万円の助成を受けまし

た。そして、時期が3月に50万円入っているのです。そして、24年には市から助成金が20万円7月に入っています。そして、道からの助成金は25年3月に入りました。そして、今25年7月に市からの助成金20万円の振り込み通知が参りました。それは、助成をいただきました、20万円。これは、まだ7月ですから書いていませんけれども、そういうことです。

窪之内

工程表の中の年と年度とが違うと思うのですが、さっき言った50万円の3月というのも、これは24年度ではなくて、多分これで見たら23年度のことだと思うのですが、年と年度をきちんとしてもらわないと見るほうで見れないというのがあったので、多分こちらのほうの工程表のことが23年度ではなくて、23年2月に12万6,000円で、(2)の24年度ではなくて、24年3月に50万円入ったと読めばいいのだと思うのですが、それでよろしいかどうか、まず確認してください。

遠藤組合長

先ほど委員から質疑がありました12万6,000円の2月に入ったやつは、これは23年度のほうにつくべきではなかろうかということだったのですけれども、これは23年2月までの赤字が発生した分だけ見ましょうということで、その分だけ出たのです。それで、全部赤字をきれいにしたのです。だから、23年4月以降には載っていないはずなのです。それから、この50万円は、確かに今委員が指摘されましたように4月でなかろうかということは、それは私の間違いかなと思っております。

委員長

12万6,000円というのは、23年の2月に入っているということによろしいですか。

遠藤組合長

はい。

委員長

24年3月に50万円入金ということによろしいでしょうか。

遠藤組合長

はい。

委員長

(4) 番の20万円の入金というのは、いつの入金になるのでしょうか。

篠田副組合長

平成24年4月1日から平成25年の3月31日までの7月に市から助成金20万円入りました。そして、北海道浴場組合から平成25年3月31日に20万円入りました。

委員長

わかりました。平成24年7月に市から20万円、平成25年3月に北海道浴場組合から20万円が入金されたということによろしいでしょうか。

篠田副組合長

はい。

窪之内

それで、こちらの工程表の年度が年だけで、度を取ればいいというのはわかったのですが、ただ平成24年7月の市からの20万円というのが工程表には載っていないので、市から平成24年7月に20万円入っていますので、工程表に若干不備があるということで、(2)の後に20万円、24年7月に20万円市からの助成ありということでもいいと思うのですけれども。

委員長

今の質疑の内容は、工程表のほうには書かれていないのですけれども、決算書の中において平成24年度の決算の中で補助金が20万円入金になっているので、工程表の中にその20万円の分が書かれていないということの指摘なのですけれども。

篠田副組合長

申しわけありません。書き入れていませんでした。

委員長

それでは、その分を追加するということで解釈したいと思います。

次に、窪之内委員の質疑の中で上下水道の金額がふえているという内容です。質疑の内容は、決算書のほうで23年度の決算書と24年度の決算書を比較した場合に上下水道の料金が80パーセント程度ふえているということです。その要因については、どういったことでしょうかという質疑の内容です。

篠田副組合長 申しわけありません。23年4月1日から24年3月31日になっていますが、実際は上下水道は23年1月から払っていないのです。
（「払っていないというと、市に納めていないということ」と言う声あり）

篠田副組合長 はい。
（「未納だということ」と言う声あり）

篠田副組合長 未納だということです。
説明しますと、23年1月からきまして、4、5、6月まで払えなくて、ここの係の人と話し合いをして、一遍に払うというのは無理だということで、月賦ということで23年7月から月賦にしてもらったのです、最初は1万8,534円ということで。そして、ずっと1万8,000円、8月、9月とあって、そういうふうに入っていたのです、上下水道は月賦で。それで、50万円助成金が入りました。そのうち借入金が40万円払って、10万円残ったのを次のページ、24年4月に7万609円とありますでしょう。それが24年2月まで全部一切支払いしたということです。そして、3月にまた未納と、また支払いしないで、3、4、5、6月で、7月に今度この4カ月分全部払って4万9,336円、わかりましたか。
（「わかりました」と言う声あり）

委員長 答弁の内容、理解しました。実際に使用した分と支払った分が違うと、未納の期間があったということでの金額の差が生まれているということで解釈してよろしいですね。

篠田副組合長 はい。

委員長 次の質疑が、電力と燃料費についても同じことが言えるのですが、これも同じような理屈で解釈してよろしいですか。

篠田副組合長 はい、そうです。

委員長 窪之内委員、今の決算書の支払いの関係はよろしいですね。

窪之内委員 はい。
今の決算書の内容は理解いたしました。
次の質疑が主ボイラーと補助ボイラーの耐用年数というのは今後どうなるのかということについての質疑なのですけれども、よろしいでしょうか。

篠田副組合長 正直言って補助ボイラーは20年前から取りかえていないので、本当に先が見えないのです。でも、もう20年経過はしていますけれども、いつ壊れるか、くらし支援課に相談すると、壊れた時点で話し合いしましょうということで。ボイラーのことは、五、六年前にバーナーだけは取りかえているから、まだ10年は大丈夫でないかなと思う。これは予想ですけれども、十何年間は。そういうことなのです。

委員長 専門家ではないので、わからないかと思いますので、それはわかりました。その次に、温度調整による燃料費の削減ができないかという質疑の内容で窪之内委員よろしいでしょうか。

窪之内委員 はい。
70度まで温度を上げてから調整するのではなくて、四十数度にして調整することとはできないのかという質疑の内容です。

篠田副組合長 それはできないです。タンクは、あくまでも70度まで設定しておかなかったら、これは保健所から言われたのです。65度まで下げるといえることはできない。タンクは、あくまでも70度。そして、70度と水で調整してしまうわけ、四十何度

委員長 と。
わかりました。
窪之内委員長 窪之内委員、よろしいですね。
窪之内 はい。
委員長 さらに、窪之内委員、質疑ございますでしょうか。
窪之内 答弁1つしていないのは、営業時間の短縮ということでの、入浴者数との関係もあるのだけれども、そういうことは検討されたのかどうかというのが1点と、現在というのか、未納になっている、支払いをしていない例えば電気料とか燃料費というものがあるのかどうか。それと、24年度で見たら10万円の借り入れが残っているようなのですけれども、現在も借り入れは残っているのかどうかということと、借り入れ先についてはどのようなことで借り入れ先を確保されているのかどうかお伺いしたいと思います。

委員長 それでは、まず1点目、入浴時間を短縮するということによる燃料削減はできないのかという質疑についてのご答弁をお願いいたします。

遠藤組合長 営業時間を短縮ということは、今2時半からやっているのを3時半か4時にしたらどうかという話ですか。

（「可能であれば」と言う声あり）

遠藤組合長 それもくらし支援課からも出ていましたけれども、3時半、4時といたらちょうどお客さんが混む時間なのです。そのときに、うちはカランは6個しかないのです。男も女も6個ずつ、そうすると6人しか入れないのです。8人ぐらい入っても2人ぐらい待ってくれる人もいますけれども、それが続くと帰ってしまうのです。靴なんか見ても、あっ、いっぱいだね、後から来るわと。後から来る人は来ないのです。そういう状態が続いたら、入浴者が減少します。そういうものもあるし、そうしたら今9時までやっているのを8時にしたらどうかという話もありました。8時にしてしまうと、団地の人間というのは皆早いのです、入るのは。お年寄りが多いから。だけれども、他町内からも来てもらわなかったら、うちはできないのです。そうしたら、仕事の帰りに入る人がいるのです。どうしても7時か7時半、8時ごろになる人もいます。それと、もう一つ、8時までという、7時までに入らないと8時にすぐなりますから、やっぱり1時間ぐらい皆入りたいです。そうしたら、8時半に来て9時半までいたら、何か嫌な感じがするわけなのだ、お客さんというのは。私は、そんな顔はしないのですけれども、だからそういうこともあるし、そこは時間が無理ではないのかとくらし支援課とは話しをしてきました。できる限りの努力はしたいと思っているのです。本来ならば週4日やっていたものを週3日にしてみたのです。だけれども、本当に幾らも赤字が変わらないのです、週4日営業と週3日営業しても。そうしたら、週4日に戻したほうがいいのではないのかということも私は思っているのです。それだけほかから来るお客さんが多いということも考えられるのです。これは、くらし支援課ともまだまだ煮詰めていかなければならないのですけれども、ただ、今の営業時間を短縮したらどうかという話はそういうことです。なかなか難しいと思うのです。都合のいいときだけみんな集中してしまうのです。土曜日というのは一番混むのです。5時、6時といたら10人ぐらい来るときがあるのです、一遍に固まって。4人ぐらい脱衣所で待っていなければならないのです。そうしたら、みんな帰ってしまうのです。靴を見たら、後から来るわと。後から来るという人は、もう来ないです

委員長 から、そういうことです。

委員長 現状から考えてということで理解いたしました。

窪之内 窪之内委員もよろしいでしょうか。

委員長 はい。

委員長 それでは、次の2点目として未納の現状、今こういった上下水道未納期間があったりということだったのですけれども、それ以外に今現在未納の部分というのはあるのでしょうかという質疑内容です。

篠田副組合長 24年の借入金がありました、10万円。これは、25年7月に助成金が20万円出ましたので、それで返済いたしました、ここに載っていませんけれども。そして、上下水道が現在6月まで8万6,338円ありますけれども、7月もまだ支払いしていませんので、これを入れたら9万幾らにたしかなると思うのですけれども、それぐらいです。そして、今現在マイナス3万803円、これは6月現在までです。そして、ここに7月の1カ月の売り上げの決算書を持ってきたのですけれども、ここでもマイナス3万5,000円ぐらい赤字なので、またここで町内から借り入れ、頭を下げて借り入れしたのです、25年7月に。そして、今回8月に助成金20万円入ったやつでこれを返せば、結局残るのは上下水道の9万幾らということになるのです。そして、現在の毎月の売り上げがどの程度赤字になっていくかわかりませんが、その程度なのです。

委員長 窪之内委員、先ほどの借り入れのところまでご答弁いただいたのですけれども、完済してしまっているということと、未納の状況は今上下水道の9万円程度ということなのですけれども、そのほか質疑ございますでしょうか。

窪之内 今借り入れ先はどのようにと言っていたのですけれども、先ほど町内と言ったので、町内会からなのかなとかと思っていたのですけれども、それがまず1点と、お風呂のない団地が滝川市内であって、そこでは何の助成もされていないという事実をご存知かどうかだけ伺いたいと思います。

（「それは、東町のことですか」と言う声あり）

窪之内 違います。江部乙。

（「知りません」と言う声あり）

窪之内 少し言い方が悪かったと思うのですけれども、江部乙の江南団地というところはお風呂のスペースもないものですから、全くお風呂を自分で置くこともできないのです。それで、助成というか、お年寄りの方たちは改善センターのお風呂に5、10、15、20日かな、月5日間ぐらい、たしか210円だと思ったのですが、入りに行くことはできるのですけれども、お年寄り以外は自分でお金を払って銭湯に行かなければならない実態があるのです。そういうところもあるということを知っておいてほしいという意味でした。

委員長 そうしましたら、今の質疑内容につきましては、借り入れ先が町内会ということだったのですけれども、その確認でいいのかというのがまず1点目ですので、それについての答弁を求めます。

篠田副組合長 町内会で役員四役で決めて借り入れいたしました。

委員長 江南団地のことは知らなかったということですね。

篠田副組合長 はい。

委員長 窪之内委員、よろしいでしょうか。

窪之内 はい。

委員 長 清水 そのほか質疑ございますでしょうか。

委員 長 清水 まず23年度というか、24年3月に50万円の補助金から24年7月と25年3月に20万円、つまり1年間に40万円に減りました、補助金が。このときの経過については、先ほど説明でよくわかりました。道からも出るようになります。ただ、組合としては10万円減るわけです。それについては、市の説明に納得されていたのかということをもまず1点目でお伺いをしたいと思います。

委員 長 遠藤組合長 それで、今回の請願で補助金の増額を求めていますけれども、最低どれぐらい必要だと考えていますか。

委員 長 遠藤組合長 質疑の内容は、助成金が減額になっていたという市の説明を納得したかということが1点目、まずそれについてご答弁をお願いいたします。

委員 長 遠藤組合長 今清水委員が言われたのは、納得しているかということですか。

委員 長 遠藤組合長 （「そのとき納得しましたかという」と言う声あり）

委員 長 遠藤組合長 いや、それは納得できないです。先ほども申しましたように一応50万円の助成をもらってもやれなかったのが市から20万円、道から20万円で40万円ならますますできないです。だから、そこを私は山川さんに、前の市の担当者ですけれども、言ったのだけれども、市からの助成が50万円であって、道からの助成金が20万円ぐらい、上限が20万円と聞いたのです。あと5万円出るのか7万円出るのかわかりませんけれども、だからそれでお願いしたのです。そうしたら、市から20万円しか出ません、あと道から20万円出て、それで何とかやってくださいと言ったから、これは私はできないですと言ったのです。正直な話して、50万円もらってもできないのにどうやってやるのですかと。そうすると、これは私もどうにもならないということで、あとは町内のほうで陳情か請願でもして何とかこの危機を抜け出してくださいという話があったのです。だから、私は実際に40万円では本当にやれないのです。

委員 長 遠藤組合長 わかりました。市の説明がなかなか納得できるものではなかったというご答弁ということですね。

委員 長 遠藤組合長 それでは、2点目として、実際に運営していくのにあとどの程度の助成金が必要なのかということなのではございますけれども、具体的に端的にどの程度の助成金があったらやっていけるのかというご答弁をお願いいたします。

委員 長 遠藤組合長 私の組合としては、大体今上下水道の滞納が11万円ぐらいあるのです。これをまず解決しないことにはどうしようもないとは思っているのです。そのほかに大体60万円ぐらいの助成があったら何とかなるのではなかろうかと考えてはいるのですけれども、市から40万円、道から上限、一番最高額が出て20万円としても60万円です。最低60万円ぐらいは出してほしいと、私はそう思っているのです。

委員 長 遠藤組合長 今のご答弁は、市と道と合わせて60万円程度の助成金があればいいということですね。

委員 長 遠藤組合長 はい、そうです。

委員 長 清水 わかりました。

委員 長 清水 燃料の推移をこれで見えていますけれども、23年に一気に上がっているのです。22年が70円台だったのが23年に85円になり、3月には90円台に乗って、それ以降も90円前後、今度24年から90円台にも入りながら、ついに25年には100円を超すということもあると。そういう点で運営が苦しくなったのは、23年1月ぐらいからかと思うのですけれども、実際そういうことだったのかということを確認

認をしたいと思います。

委員長

2点目は、同じ燃料のことなのだけれども、できるだけ安い燃料を入れるというのは経営の一番関心の高いところです。どういうふうに安いところと契約しようという努力をしてきましたかということをお伺いしたいと思います。

遠藤組合長

今の質疑内容は、23年1月ぐらいから苦しくなってきたのかということが1点目、関連して2点目、安い燃料を入れる努力はされているのかということだと思います。その2点について。

今清水委員がおっしゃったように、23年3月ぐらいからどんどん灯油が上がってきたのです。今現在97円ぐらいまで上がっていると思うのですが、そうするとここでの差額が十何円違ってくるのです。そうすると、1万円ぐらい、うちは灯油を最低でも650リッターぐらい使うのです。冬期間は、1,000リッターぐらい、1キロぐらい入れなければならないのです。今は、大体600リッターぐらいだと思うのですが、ですから、灯油の差額がこれだけ上がってこなければこんな状態にはならなかったのではなかろうかと私は思っているのですけれども。そして、これは蛇足と言われたら困るのですが、うちは灯油を1週間に1回入れているのです。そうすると、灯油というのは現金と同じなのです。今月の末に入れたら、15日に現金で払わなければならないのです。そうすると、例えば7万円ぐらいの金額になると、次の月に7万円の売り上げがなければ払っていけないのです。そしたら、どうしたらいいのかということもいろいろ考えたのです。そうしたら、3万円、4万円ぐらいなら払えるのではなかろうかというときは、タンクを満タンにしないで、そして4万円かそこらぐらいで抑えてもらっているのです。そして、少し売り上げが上がったときには満タンにしてもらうというようなことをやっていました。

清水

収入のほうなのですが、入浴料金は現在400円で、20年も30年も前のことではなくていいのですけれども、一番最近に値上げされたのはいつごろですか。

篠田副組合長

清水

10年ぐらい前、たしか340円ぐらいだったと思います。よろしいでしょうか。

それで、いわゆる公衆浴場なので、上限が決まっていますよね。僕ははっきり覚えていないのだけれども、市のほうから幾らまで上げてもいいというふうに聞いていますか。

遠藤組合長

市のほうというか、規約には滝川市内での銭湯、それより高くしてはいけませんということになっているのです。だから、今市のほうの銭湯は420円です。だから、うちは400円にしているのです。

清水

それと、週4日から3日にしたのがいつからかということ、まずそれを聞きます。

篠田副組合長

清水

平成24年2月からです。

入浴料収入を見ると、6月でいうと23年6月が26万7,000円、24年6月が21万800円、大体2割減っています。やっぱり4日が3日になった分減っているよりは来ているという、1日当たりの入浴者は多少ふえたというような感じでしょうか。

篠田副組合長

清水

同じぐらいだと思います。変わりません。

私も今の時期は少し動いただけでも汗をかきます。どうしても毎日とは言わなくても週3日では少ないなと思うのです。週3日だったら、あいているときに必ず行かないと3日入れないわけだから、そういう点で4日に戻すとしたら、先ほど組合長は4日に戻したいということをおっしゃったので、4日にした場

遠藤組合長

合もとの4日にしていたときの人数は大体戻ってくると考えますか。

今委員が言ったように、週3日を週4日としても大して変わらないのです、正直な話。ただ、くらし支援課の人にも言ったのですけれども、問題は、要するに人件費です。だから、人件費があればではなかろうかという話、きのうおともいも話ししたのですけれども、そう大きく赤字になるというほどではないと私は思うのです。その分違うお客さんも来る可能性もあるし、来てもらえると思うのです。だから、今、週4日に戻す話もくらし支援課と煮詰めていきたいと私は考えていますけれども、できれば夏場、夏季期間だけ、夏の間だけでも戻すとか、冬の間は週3日というように。なぜかといったら、夏は暑くて汗をかいてみんなお風呂に入りたいのです。でも、入りたいのだけれども、月曜日は休みだから火曜日までといったら、また違うお風呂に行ったりなんかする人もいるだろうし、そういう問題も発生してくるから、できたら週4日に戻したいなという気持ちは持っています。

清 水

私からは、これで最後にしたいと思います。

開西団地の建てかえは、早くて8年後から入居できるとも言われていますが、一遍に入れませんから、9年とか10年になる可能性もあるのです。そうなると開西、今の組合による銭湯は恐らく10年間は今後運営を続けなければならないということになると思うのですが、今でさえ私はほとんどボランティアのような状況で朝6時半から夜10時まで出たり入ったりしながら6人の方がやっていると、こういうことをあと10年続けることができるのか、続けていく上でどういう心配があるかということをお聞きしたいと思います。

篠田副組合長

まず、開西団地は今高齢者が多いから、それでますます僕は人が減っていくのではないかと思います。あと、デイサービスへ行ってみたり、申しわけないですけれども、亡くなったり、風呂に入っていた人がこの二、三年で15人が亡くなっています、だんだんそういうふうになっていくから、これから10年先って見通しが無いと思います。

清 水

私は、入浴される方が減っていくだろうと。どこか政策空き家はやるのです。つまり建てかえるためにあけたままにするのです。だから、そこにまた新しい人が入ってくればお風呂に入ると思うのだけれども。

1つわかりましたが、運営する人、皆さんがあと10年間やっていくということではどんな不安がありますか。

篠田副組合長

一番の不安は、人件費ではないですか。絶対これは、ボランティアではできませんから。そして、僕もやっぱり年齢になってくればいつやめるかわかりませんから、今団地のためにやっているだけのことで、いつやめてもいいと思っているのですけれども、開西団地のお年寄りを風呂に入れてやりたいという気持ちでやっているつもりで、なるべくやっていきたいと思います。

清 水

最後に、資料要求になるのですけれども、やはり人件費がこれからも問題になっていくだろうということで、この工程表の2ページ目に人件費というところがあります。先ほどから何人の方が仕事をされているかということについてはわかったのですが、毎月、多いときでは、14万円、これは除雪なんかも入るのですね。例えば12万1,300円というときが続きますよね、夏場。ところが、この人件費のところを足しても12万1,300円にならないのです。12万1,300円るときは、管理人は1日幾らというか、どういう内訳で幾ら、掃除はどういう内訳で幾ら、会計はどういう内訳で幾ら、それで合計12万1,300円になりますという、

そういう内訳が12万1,300円になるような資料を次回までに出していただきたいと思うのですが。

委 員 長 資料要求ですが、今清水委員が言われた人件費の詳細な内訳というもの、12万1,300円に対する内訳というのは作成して提出できるものでしょうか。できなければできないでよろしいです。

篠田副組合長 提出できます。

委 員 長 今の内訳については、資料要求することによろしいですか。
(異議なしの声あり)

委 員 長 それでは、次回に提出できるようにお願いいたします。

副委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。

まずもって、大変ご苦労されているのがよくわかりました。本当にお疲れさまです。私も渡辺精郎議員と同じ東町という連合会の中で携わっていますけれども、ひがしの湯というのが同様にございます。本当に資金繰りが大変で、借入金を当然しながら、市の下水道を滞納しながらやりくりをしているのが実態です。ひがしの湯の場合は、管理人のトップの方が代替してお金を貸していましたけれども、その借り方はいろいろあると思いますけれども、そういう状況であることは十分理解しております。

その中でお聞きしたいのですが、今清水委員からも12万1,300円の基本的な人件費の内訳の資料要求がありましたが、冬季、要するに除雪は管理人お二人でやられているという、これは年間シーズンで6万円かかっているというのもこの人件費の中に含まれているのでしょうか。これをまず1点お聞きしたいと思います。

熊谷会計幹事 人件費の中に冬季の間は含まれております。それは、11月から3月までです。1万5,000円、計6万円含まれております。

副委員長 わかりました。

もう一点お聞きしたいのですが、浴場の運営管理において何か不都合を感じていることがあったら、この場でお聞きしたいと思います。何か運営上に不都合、いろいろあると思いますけれども、細かいことでも結構です。
(「例えば浴場の中のことでいいんですか」と言う声あり)

副委員長 いいです。

篠田副組合長 例えばさっき言ったシャワーが、カランが6台で、4台だけは今取りかえているけれども、あとの8台は今古くなってきているから、それも問題があります。それと、カラン、蛇口も古くなってきています。一番肝心なのは来年のことになりますけれども、ろ過機が3年に1回掃除しなければならないのです。ことで2年目ですから、ちょうど来年入るのです。それを掃除するだけには大体7万円ぐらいかかるのです。これは来年必ずやらなければならないのです。それが今悩みです。

副委員長 そのろ過機の問題は、市のほうに相談をしたのかどうか1点と、ひがしの湯の場合の問題点の中で何人かのお友達がいて2時間、3時間入られていて帰ってほしいとは言えないという問題点がありましたけれども、そういうことはなかったかどうか、その2点お聞きします。

篠田副組合長 うちの風呂の場合は、2時間でも入っていても帰ってほしいとは言いませんから、入っています、お客さんですから。
(「ろ過機」と言う声あり)

委員長
篠田副組合長 ろ過機の清掃に7万円かかるということで、市への相談はされたのか。
その7万円は、当時お金が浴場にあったときですから、こちらのほうで支払い
ました。

(「人件費でやったの」と言う声あり)

篠田副組合長
委員長 当時、組合の人件費でやりました。
そうすると、次年度について想定されるその7万円については、市へはまだ相
談されていないということですか。

篠田副組合長 今現在のことですか。

(「来年」と言う声あり)

篠田副組合長
委員長
窪之内 一応原田さんにはそれなりのことは言っております。
そのほか質疑ございますでしょうか。

請願書の記の2番のことについてなのですが、先ほどの答弁との関係で
いうと、記の2番が資金繰りが厳しく個人からの借入入れが常態化している
となっているので、先ほどは町内会ということだったので、町内会のほかにこ
うした現状があるということなのかが1点と、基金制度の新設を求めている
のですが、1団体のためだけに基金を創設しているということは私も
ないと思っているのですが、例えば補助金が一定の希望どおりに年々来る
ということであれば特別基金制度を新設するという必要はないと考えていら
っしゃるのか、基金制度の創設を求めた真意をお聞きしたいと思います。

委員長 それでは、1点目、まず町内会からの借入入れ等々以外個人的な借入というの
は今まであったのか、またこれからもそういうことがあるのかという点につ
いて伺いたいと思います。

遠藤組合長 原則的に、借入金は、町内からは借りれないのです。借りれないと言ったらお
かしいと思うのだけれども、総会においてそういうものに了解を得られな
ければ会計のほうからお金が出てこないのです。それでもって、毎回臨時
総会を開くわけにいかないのです。私なり町内の会長なりにお金を借用
して、それで何とかつないできているのです。だから、助成金が入る前
に入らうという前倒しして、確実に入るのでなければ私はお金は貸せ
ませんが、7月で入りますよというのを前提にして10万円借りたりして、
そして入った時点でお返しして、そして払えるところは払ってという
ような状態を今まで繰り返していたのです。でも、これからは私も
そうだし、町内会長もこの間も言いましたけれども、もうそれは
できないですよと、そういうような余裕が全然ないのですと。私も
ないのです。だから、市のほうで何とかそういういいものがないのか
とお願ひした。そうしたら、基金というのをつくったという話があ
ったもので、何とかできないのかなと。助成金が出るまで何とかつ
なぎにする方法があったらお願いしたいと私は考えています。

窪之内 基金は資金繰り用のためと考えていいのかと思うのですが、
そういうふうに考えていいのでしょうか。基金となさった意味合い
ということでは、例えば、補助金が出るまでとか、助成金が出る
までの間のそういう支払いとか何かの資金繰りのための基金と
受けとめてよろしいのでしょうか。

遠藤組合長 はい、私はそう押さえています。助成金が出るまでの間に
借入入れできるのであれば、そういう基金があれば使いたいと思
っているのです。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、請願者の皆様、また紹介議員の渡辺精郎議員、きょうは大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。
ここで暫時休憩といたします。請願者の皆さんと紹介議員は、ここで退席していただいてよろしいです。ありがとうございました。

休 憩 15 : 46

再 開 16 : 01

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

樋郡部長 所管より滝川市共同浴場さいわい湯の現状等についての説明を求めます。

まず私からこれまでの経過についてご説明させていただきます。

さいわい湯の組合長から運営に困難を来しているということでご相談を受け始めたのがことしの6月に入ってからです。それで、ただ単純にこれだけのお金が足りないから、それでは補助金を追加しますということにはなりませんので、担当のほうで中の人件費、かかる経費等の見直しを組合長含め役員の皆様方と相談というか、検討をしている最中にこのような形で請願が出されたということで、私どもも予定外のことではありましたが、ただまだ検討の経過中であるということで、この請願が出された中でも今後においてもさいわい湯についてはなくすということにはならないと思っておりますので、いかに経費を節減しながら現状の中で運営していただけるかということも含めながら検討してまいりたいと思っております。市内にこのような形のお風呂というのは、ここばかりではなく、もう一つひがしの湯もございますので、どちらのケースもこのようなことが考えられるのかと思いますことから、全体的なかかわりの中で検討を進めてまいりたいと思っております。

さいわい湯の関係につきましては、担当のほうから詳細を説明させていただきます。

配野課長 今部長のほうからもありましたけれども、今回さいわい湯に関する請願が上がったということで、所管としてはこれまでも経営状況の改善に向けて鋭意協議を重ねてきているつもりではあります。そんな中でこの請願ということだったものですから、どうしてなのかというところが率直なところであります。私のほうからさいわい湯に係るこれまでの経過について概略を説明させていただき、その後に担当のほうから数字等細かいところについて説明をさせていただきますと思います。

現在市内では公設民営の公衆浴場、さいわい湯とひがしの湯の2カ所が営業しているところであります。今回請願の上がったさいわい湯につきましては、平成4年9月まで西町にあった開西湯の廃業に伴いまして、幸町地区の共同浴場として議会の議決を経て新築をして平成5年2月に営業を開始したところであります。平成19年までは順調に営業を続けてきたところですが、平成20年の灯油高騰による資金繰りの悪化以来徐々に経営状況が悪化しまして、平成22年度からは市が補助を開始したものの、平成23年度には赤字経営となったというところでございます。

なお、浴場組合との協議経過、それからひがしの湯との比較については資料でお示ししているところですが、詳細については担当のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

原田副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

木 下

1件だけ確認ですが、市の補助金、両方とも、ひがしの湯とさいわい湯ですか、市が20万円、道の浴場組合が20万円、これはずっとこれからもフィフティー・フィフティーで続いていくのかを確認したいと思います。

原田副主幹

道の浴場組合からの補助金につきましては、それぞれ補助金が交付される条件というのが設定されておりまして、それをクリアできれば20万円を限度額として補助金を毎年もらえるような形になると思います。市のほうにつきましても今浴場の補助金の交付要綱の中で道の交付額と同額を助成するというような形で取り扱っていますので、道から20万円いただければ市のほうも20万円交付するというような形、今後もそのようになると思います。

木 下

この20万円の条件クリアは可能ということで確認してよろしいでしょうか。

原田副主幹

道の条件は、入浴者数にしても今現在のさいわい湯の実績よりもかなり高く設定されておりまして、条件的には問題ないかと思います。

委 員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

窪 之 内

今木下委員が言った道の交付支給の条件というのは、何点かあるのだと思うのですけれども、その条件について1点。

それと、先ほど請願者との質疑の中で出てきたことなので、確認をさせていただきたいのですけれども、平成23年2月だから22年度だと思うのですが、22年度、平成23年2月に赤字解消として12万6,000円市からの助成をいただいていると。平成22年度は、この12万6,000円のほかに市の助成はあったのかどうか。

それと、平成23年度は24年3月に50万円市から助成をしているということだったのですが、この50万円というのはどういうものなのか、当初予算には多分入っていなかったのだと思うのですけれども、補正も組んだという記憶がないのですが、もしかしたら当初予算に入っていたのかもしないのですけれども、この50万円の根拠は何だったのかというのがもう一点と、その後は平成24年度になってからは道と市と20万円ということが入っているというのはわかったのですけれども、今の状況についてお伺いしたいのと、先ほどでいうと平成19年度までは順調な経営だったということなので、市の助成が始まった年度はいつだったのかお聞きしたいと思います。

以上です。

配野課長

私からは、2点目の平成23年2月、平成22年度ですが、市の補助金12万6,000円ということですが、そのとおりで、年度的には22年度になりますが、12万6,000円、そこから市の補助金は始まっているといったような中身であります。

それから、道の補助金の交付要綱ですが、簡単に説明申し上げますと、4月から9月までの入浴者数がある一定の水準より低い場合について道は助成しますよといったような中身が1つ。それから、週のうち日曜日を除いて半分は営業しなければだめですと。最低、3日は営業しないとだめだと。そういったところが主な補助金を交付する条件になろうかと思います。

原田副主幹

23年度に出している50万円の補助金なのですが、当初予算では計上しておりません。その当時燃料費の高騰等によって経営に支障を来しているということで、財政課と協議して流用という形で50万円補助金を出しております。

それとあと、補助金の開始の年度ですけれども、22年度に12万6,000円補助金を交付したのが初めてになります。

窪 之 内

道の交付条件で見れば、今まで24年度も23年度も当然達していたと思うのです

が、このときに道からの助成を、これ以前も含めて道からの助成をもらうという選択肢、余れば余ったで繰り越ししていればよかったわけだから、なぜもらってこなかったのかというのがよくわからないのですが、その辺の理由についてお伺いします。

配野課長

道の要綱が24年度から始まったというようなこともありまして、道にそういうようなものがあるのであればもらいたいといったようなことで始まったというところです。

以上です。

委員長
清水

そのほか質疑ございますでしょうか。

まず、今の道の要綱が24年度から始まったなんていうことは絶対ないです。ずっと過去から銭湯の補助制度なんて何十年も続いている。今の答弁は、おかしいと思うので、答弁し直してください。

まず、私の1点目としては、先ほど25年6月に説明を受けたと、担当のほうで見直しなど検討の最中だったというご説明があったのですが、違うと思う。毎月収支の打ち合わせをしていたということでしょう。その25年6月って一体何があったのか。こんな収支を見ていたら、何とかしなければならぬと思うのが当然なのだけれども、その25年5月までは40万円でもいいし、しかもそれを出すのは年度末でいいのだと考えていたのかというのがまず1点目です。

2点目は、人件費が高いということの一つの改善ポイントにしているようですが、155日間運営して150万円、1日1万円にも満たないのです。しかも、営業時間のほかに何時間とかとあるし、番台さんは必ずいなければならないしということと考えたら、入っているときに掃除するわけにいかないのだから、どう考えたって割り返したってこれを高いなんて考えること自体私は感覚的におかしいと思う。最低賃金というのをどう考えているのかと。ボランティア的運営が当然だという考え方にまず立っているのでしょうか。こういったもので最低賃金をもらわないと運営できないという立場に立っているのか、そこを確認をしたいと思います。

3点目は、1点目の追加ということで、こんな状況で40万円年度当初で予算を組んでいるのであれば、道の分はいずれ歳入するわけだから、4月の時点でほんと40万円払うという、そういう考え方というのは、あるいは支出の仕方というのはできないのですか。そのあたりのことも1点目の追加としてお聞きをしておきます。

大きな3点目は、銭湯と一般的に捉えているのかもしれませんが、ここは一般的な銭湯ではないです。市の公営住宅政策の建てかえの本当に激しいおくれによって、風呂のない住宅が残ってしまったのです。今風呂のない公営住宅のほかに、風呂のないアパートって聞いたことがありますか。風呂のない一軒家って聞いたことがありますか。だから、このさいわい湯とひがしの湯について一般的な銭湯という捉え方をもししているのであれば、それは私は認識が非常識だと。市の行政の欠陥から生まれているということを私は認識すべきだと思うのだけれども、お考えを伺いたいと思います。

先ほどの風呂のない住宅というのは、現在市内に存在しているのかの把握についても伺っておきます。

原田副主幹

まず6月に初めてということで、その前からではないかというようなご質疑だったと思うのですが、私は4月から前任者からこの仕事を引き継いで、

組合の方から、月の収支の報告の中でそんな状況を改めて伺いました。前任者の方の時代も何回か話し合いを繰り返したような話も聞いていたのですけれども、改めて再度経費の削減等について話をさせてくれませんかということで投げかけたというのが最初になります。

あと、40万円を4月当初にすぐ交付することはできないのかということですが、24年度の決算が終わって、その実績報告が終わってから25年度の補助金を出すような形になるのですけれども、実は24年度の決算数値がこちらに当初いただいていた数値と合わない部分があって、その精査をするのに組合の方から全部帳簿等をお借りして、もう一回さかのぼってずっと見直していったという経過があって、その数字合わせに若干時間がかかったのです。それで、その後すぐ補助金は交付するような形をとりまして、8月の初めには交付しております。

あと、市内のお風呂のない地域、団地以外の、それについては把握しております。

樋郡部長

3つ目の一般的な銭湯ではないということでのご質疑でございますけれども、それについては私どもも十分承知しております。やはりそこはなくさないように何とか運営をする方向では思っておりますので、ただそれを運営していただくあり方を私どもはもう一度きちんと確認をさせていただきたいということが1つあります。

それと、人件費が高いという表現だったのですけれども、もう一方のお風呂の人件費と比較をしたりだとか、そこそこの勤務時間帯も違いますし、それからそこにかかわる人の人数等も異なっているはずなのです。そこら辺も先ほど原田副主幹のほうからも説明させていただきましたが、私どもの体制が変わったものですから、そこら辺の詳細もきちんと自分たちの目で、現地のお風呂も先日行ってきたところなのですから、そこら辺の確認もさせていただきながら考えていきたいと思っております。そのようなことで私のほうからは説明させていただきます。

配野課長

一番最初の道の交付金の関係、先ほど窪之内委員に24年度からという回答をしました。それは申しわけありません、訂正させていただきまして、一番最初に私が申し上げた経営状況、平成20年度に灯油が高騰して、それまでは順調に経営をしてきたのですけれども、そこから燃料代にかかる経費が非常に割合を占めるようになったと、そういったところで平成23年から市の助成をさいわい湯については始めております。市の補助だけでは足りないというようなこともありまして、さいわい湯については道の補助もあるということで24年度から道の補助をもらうようになったといったような中身であります。市の要綱があるのですが、その要綱を平成23年に改正した時点で道の補助をもらえるような中身に直しているということで、つけ加えて説明させていただきます。

清 水

まず、市のほうの道の制度も利用しながら運営のあり方を適正なものにしつつ、その助成額について検討しているということは理解をしました。

それで、問題はその助成金の額とその支出時期なのです。まず、時期のほうからいうと、年度末にもらったり、2回に分けたとしても8月と3月とか、それではやっぱり遅いのです。だから、道の補助金についても、要するに今の説明だと道の補助、その当年度の補助が決定するためには決算がまず出て、そして申請する。それで、6月の時点の入浴者数も見て、申請そのものは4月とか8

月なのでしょう、答弁を聞いていると。大体これが通るかどうかというのは予想がつく話で、当初予算を組んでいるわけだから、まずは年度当初に支出すると。そして、仮に道が決まらなかったと、要件整わず、それはそれで市の予想が外れるというか、それぐらいの踏み込みがないと、ただ単に制度にのっとってやっていたのではこれは運営できません。そういう踏み込んだ支出の仕方について考え方をお聞きをしたい。

2点目は、補助金の額なのだけれども、確かに人件費が占める割合は高いです。これは、逆に言えば、総額が低いのです。それと、さいわい湯は人件費150万円だけれども、ひがしの湯の78万円台、これはこれで私はきちっと調査してほしいと思う。安過ぎです。150日あけて1日5,000円です。どうやってやっているのか。僕は、人件費が高いという前に、そもそも幾らの人件費でやっているのか、きちっと調査してもらい、それを資料要求したいと。恐らく最低賃金を下回っています。それで、まず最低賃金をきちっと出して、その上でこれは要らないとか、そういうことはそこから初めて言えることなのだと思うのですけれども、そういう調査をする考え、また資料提出について、委員長、要望したいと思います。

委員長 今のは資料要求ですか。

清水 はい。

委員長 所管のほうは、今の資料要求に対しては調査の上の資料提出という形になるのかと思いますけれども、用意できるでしょうか。

原田副主幹 はい。

委員長 それでは、委員の皆さんにお諮りいたします。

人件費の資料について、資料要求をするということでよろしいですか。

(「資料要求は、両方についてです」と言う声あり)

委員長 さいわい湯とひがしの湯の両方ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 資料提出についてよろしくお願いします。

それでは、ご答弁いただくのですが、その前に清水委員、質疑の内容について意見等々がかなり入っているかと思うので、質疑をもう少し簡潔にお願いいたします。

清水 わかりました。

委員長 それでは、ご答弁よろしくお願いします。

配野課長 助成金の支出時期ですが、市側としましては関係書類が整い次第新年度の助成については早急に払いたいというか、支出したいと考えています。なかなか数値的な資料が整わないというようなこともありまして、今年度については8月に支出したといったような中身になります。

原田副主幹 道のほうからも20万円補助金が出ているのですけれども、道の補助金の手続の流れとしましては10月に調査が来ます。浴場の実態についてというような形で調査が来まして、2月末に道の補助金の決定通知が来て、3月に実際入金になるというような流れになっております。

清水 今書類が整い次第出すという、これは全く書類なしに出せとは僕は言いません。だから、3月の決算が4月の例えば末に整ったとします。それを見て監査的にこれはきちんとしていると、やはり資金繰りが大変なのだとということで、これは補助金が必要なのだと。よっぽどそれは剰余金があれば別です。しかし、こ

れは滞納が始まりそうだというようなことであれば5月の頭に出すとか、そういうことができないのかということを知りたいのです。

配野課長

まず、道の助成、補助につきましては、先ほど説明申し上げているとおり当該年度の人数等によって支給するものですから、それは不可能だと思います。

（「どんなルートで、道からどこに行くの」と言う声あり）

配野課長

道から道の浴場組合を通して直接組合のほうに入ることになっています。

市のほうについては、先ほども申し上げましたが、早急に払う、それをわざとにおくらせているとか、そういうところはありませんので、払えるものについては早急に払いたいと考えています。

清 水

道のほうは直接入るということであれば、今の資金繰りでは、たしか今回20万円市から出たので、何とか滞納分と借入れ分を払えると思いますが、またすぐ赤字になるのです。だから、絶対3月までもたないです。そうすると、慢性的な赤字症状を脱するためには、要するに年度内に補正予算でも組んで、あるいは予備費でも流用でもいいのだけれども、さらなる25年度補助金というのが、別の制度外の補助金が必要だという、そうしないと資金繰りはずっと赤字なのです。こういうこと及び新年度の抜本対策の2本立てで今回の請願にある補助金の増額について考えるということについて、お考えを伺います。

配野課長

資金繰りがずっと赤字だというお話ですが、それをなくそうということで今年度に入ってからではありますけれども、私どもとしては誠意を持って組合側と話をしていると。いろいろ資料を提出してもらおう中でやはり目についたのが、清水委員からは最賃云々という話がありますが、ここは改善できるのかなと。ひがしの湯と比較するわけではありませんけれども、ひがしの湯については2人で何とかやっていっている状況であります。これをベースにすると言われれば、それまでですけれども、さいわい湯についてはひがしの湯とは逆に人はかかり過ぎているというようなことで考えております。

あわせて営業時間ですが、これについても今2時半から9時というような中身ですが、これももう少しおくらせられないのかと。それができないのであれば、夏時間とか冬時間とかも設けられないのかというようなことも考えているところでありまして、加えて先ほどお話ししたとおり、ほとんど利用価値のない電話代の支出だとか、そういったところについてはカットしていけるのかと。そういったところでやりようによっては、補助を出さなくても今の状態であればやっていけるのかと考えているところでありまして。

以上です。

清 水

人件費をもっと減らせるという、そこは私は本末転倒のような気がするのです。まず、週3日しか営業しないという問題、ほかに行けばいいのではないかなと思うかもしれないけれども、先ほど言ったように基本的に皆さん住宅にお風呂があるのです。この方たちはないのです。ほかに行くとかということは、これはまた別問題なのです。基本的にこの銭湯で健康な清潔な暮らしをしなければならぬのです。その状態をさておいて、日数をふやすとかという発想でなくて、3日に減らしたのにさらに時間を減らせとか、あるいは人件費についても高過ぎると言うけれども、ではそんなことを言うのだったら、市が直接運営するということだって私は視野に入れるということも検討してきたのではないかなと思うのですが、とにかく市の支出を減らすことを第一に考えていると。市民が市の原因により入浴できないという、大変だというこの問題、そちらを改善する

ということを優先していないと思うのだけれども、お考えを伺いたいと思います。

配野課長

人件費のところに集中するのですけれども、市の税金を使って補助金でやっているというようなこともありまして、私どもとしましてはかかわらないで自分でひとり立ちできるのであればそれはそれで一番いいことだと思います。このまま人件費に手をつけずということになりますと、営業状態がよくなるということは余り考えられないと考えています。なので、やはり人件費も聖域ではなくて、ほかに削れるところ、中身を見させてもらおうと手当等重複して、ここは要らないのではないのかというようなところも考えられるので、その辺は組合のほうとも協議しながら、時間についても働いていない方もいるようですので、そういった方については2時半からあけば2時半から来るのだと思います。ただ、どうしても2時半に入らなければならないかということ、そういうことはないのかなということも考えています。この辺も引き続き組合のほうとお話ししながら、それを4時にできるのであればかかる人件費もかからないですし、燃料代もかからないというようなことも改善していけるのかというようなことがあります。といったやさきのこの請願だったものですから、この辺は詰めていきたいと思っております。

清 水

先ほどの説明の中でひがしの湯とさいわい湯の違いということで、これだけを見ただけではわからない違いというのが幾つかあるのですけれども、まず1点目、ひがしの湯は面積が約半分です。浴室も1室で、それを男女で分けるというやり方をしています。それともう一つは年間入浴者数が4,540人に対して6,060人、1.33倍です。つまり何を言いたいのかということ、人数が多くて、広さが約2倍近ければ、当然それに係る必要な人件費も多いというのが考え方だと思うのですが、そういったことも含めて人件費が多いと考えているのかというのが1点目です。

2点目、先ほど請願者からの説明では老朽化が甚だしいと、いつ壊れるのかわからないと。私は、このボイラーが本当に壊れて修理も効かなくなったら一体どうなるのだと。滝川市は、すぐに新しいボイラーを購入して2日、3日後には操業再開できるというような覚悟がまずあるのか。このままだったら、動かなくなると、1週間、10日入られないということが起こりかねないのです。そういう老朽化に対しての配慮というのを物すごくやっているのです。ボイラーから目を離さないと言っています。ひがしの湯はできたばかりだから、ボイラーから目を離せるわけでしょう。そういうことも考えて人件費が多いと考えているのか。いいですよ、ボイラーから目を離してくださいと、そして壊れたときの責任をとるのなら全然問題はない。目は離しなさい、責任もあなた方だとなれば、これは市の無責任ということになると思うのです。そういった老朽化と人件費の関係についてどういうふうに考えますか。

配野課長

まず、ひがしの湯との比較で1.33倍の面積がありますと、そういったところでの人件費の絡みですが、私どもが見てきたところも含めて回答させていただきますと、さいわい湯につきましては管理人、受付、それから清掃だとか、会計だとかがあります。管理人については、1日幾らというような形でお支払いをしていると。受付、清掃とか分業しているような形なのですが、私どもが見た感じはあいている時間、ずっと管理の仕事をやっていないからならないのだとか、そういうことではなくて、早目に出てきて掃除をすれば、それで清掃の人

委員 長
田 村

は出てくる必要がないとか、清掃が終わったら受付もできるとか、遠く離れたところではないので、その辺兼務して1人の人でこなせる部分は数多くあるというようなことで人件費は削れるというような思いをしたところであります。老朽化については、道の補助や何かもあるようですので、その辺も勉強しながら今後、早期に進めていきたいと考えます。

そのほか質疑ございますでしょうか。

役所の人方は、答弁するのに本当に困るのだと思う。このさいわい湯ばかりでなくて、町連協なんかにしても同じような問題を抱えている。それで、そういうのはやっぱりなかなか言いづらいのだろうけれども、はっきりしたことを言っていないと幾らでもこうやって言われるわけです。これは、非常に悪い癖です。それで、さっき資料要求したように、さいわい湯とひがしの湯の対比が出てくればそれなりの答えも出てくるのだと思うのだけれども、先ほどから人件費の話を云々言っているけれども、例えば管理人と除雪している人が一緒だとか、みんなダブっている。だから、人件費がおかしい、二重取りだというふうになるので、だからこの辺はやっぱりはっきりしていけないと。ひがしの湯が78万円で、こっちが150万円、こんなことはあり得ない。だから、もっと地域住民の協力を得ながらやらないと、この人たちは_____でやっているみたいだもの。それではまずいのです。

それと、さいわい湯というのは、今までもいろんなごちゃごちゃがある。そして、帳簿もない、決算書もない時期もあった。それで、そういうのを何となく引きずってきているなという、管理人はかわっても。きょう管理人の方も来たけれども、人件費は絶対削減できないなんていうのは、自分たちに_____があるから、そういうことを言うのです。だから、こういうのはやっぱりしっかり運営のあり方について考えていって、それを言いなりになるのではなくて、これはまずいと言っていったほうがいい。それを言う勇気があるかどうか伺います。

樋郡部長

ただいまの件でございますけれども、実は先日、きのうでしたか、お風呂の現場に私は行ってまいりました。そのときにも具体的にこれはこうできないのかとか、そういうような話もさせていただきながら、ただ、今委員がおっしゃったとおり組合側もこれまでやってきたことを堅持したいというような思いもあると思うのです。税金を使っていく上でやはり適切な補助金というものを出していかなければいけないと思いますので、組合の方にも言わせていただいたのは請願を出された結果として私たちもこれまで以上の資料を皆さんにお願いもしていかなければいけないし、またお願いもしていかなければいけないので、これからも協議をよろしく願いしますということできのうは帰らせてきていただいたのですが、そういう中に踏み込んだ話を始めたのがまだ8月に入ってからですので、具体的に全くこれはだめだという否定から決して入るつもりはないのですけれども、やはり実際の現状と本当に組合側が言っていることが合っているのかどうかというのも私どもも検証してまいりたいと思いますので、これについては少しお時間をいただく形になろうかと思います。これまで以上に組合と接触を持ちながら、理解をいただきながら、また私どもも理解しなければいけないところは理解していかなければならないと思っておりますので、そのようなことで対応させていただきたいと思っております。

(「議事進行」と言う声あり)

清水 今田村委員から_____という言葉が出ました。明らかに今の文脈からいうと、請願者に対して仕事がダブって、人がダブって必要のないのに配置されていると、だから必要のない人件費が払われているかのような話をされた後に_____という言葉が出されたのは、私は議会での発言において非常に問題だと。請願者に対する信義を欠くというのか、請願者に対する配慮に欠くというのか、不適切な発言だと私は考えますので、ただいまのその部分については削除を求めたいと思います。

田村委員長 言葉の寸足らずでそういうことを言ったけれども、それに対しては削除します。田村委員から_____の発言を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 異議なしと認めます。

副委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。

ひがしの湯も入っていますし、私も浴場委員会の委員の一人ですけれども、客観的に見てこの人件費ですが、確かにひがしの湯もずっと赤字続きで、浴場の運営を何とか補助をもらわないでやろうということでビールパーティーをやったりして補填しながらやってきた実情があります。ですから、この人件費の低いということは調査してもらったらわかると思いますが、非常にボランティア要素が高くて、さいわい湯を見たらこんなことでやっているのかということは調査すればよくわかると思います。その調査をしっかりやっていただきたいという要望が1点と、もう一点は今月に入って部長が先日実態調査に行ったとおっしゃっていましたが、本来はやはりどういう状況であるかということは職員がしっかり状況を把握していないとまずいと思います。机上の中でやっているのでは、本来はやっぱりまずいと思います。そういう意味では、いち早く現場に行って状況を把握し、数字的なものも把握して相談に乗ってあげなければ、それは一生懸命やっているほうは不満が高まります。だから、そういう面で今後しっかりそういう実態調査をしながら、浴場組合だけでなく一般のところでも調査できますから、そういう努力をしていただきたいと要望しますが、いかがですか。

配野課長 堀副委員長からありましたとおり、しっかりとした調査を行っていきたいと考えますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長 そのほか、質疑はございますでしょうか。

清水 重要な資料要求しているので、人件費についてはボランティア的要素も含めてボランティアはボランティアでやってくれということで補助金を出すのか、ボランティアでやっている部分についてはやはり人件費としてきちんと認めるといことで補助金を出すのか、それによってもかなり違ってくるので、次回討論、採決の前に資料要求についての質疑を最後にやっていということで進めていただければと思いますが。

委員長 それでは、請願第2号に対しての質疑について資料要求として請願者に対して1件、所管に対して1件の資料を提出していただいて、それに対する質疑を求めということで、その後に討論、採決という形をとっていくということでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、そのようにいたします。

日程につきましては、質疑、討論、採決を8月28日に委員会を開催して行うということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

次に、討論につきましては委員の方に行ってもらいものとし、順番は市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順とすることよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

ここで暫時休憩といたしますが、この後の日程につきましては、皆様にお配りしております第24回厚生常任委員会の次第3番目、所管からの報告事項について、市民生活部からの(1)、(2)、(3)につきましては本日時間が押し迫っておりますので、次回の委員会に回したいと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

保健福祉部の(4)、これは本日説明を受けなければならないということですので、この案件につきまして説明をこの後受けます。

暫時休憩といたします。

休 憩 17:00

再 開 17:01

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3. 所管からの報告事項について

委員長

(4)、滝川市子ども・子育て会議の設置についての説明を求めます。

(4) 滝川市子ども・子育て会議の設置について

中川部次長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

木 下

広報は何月号に載せるのかと、もう一つは公募による人選について。

それと、もう一つは、条例にしなければならないということでもないのでしょうか。確実に決められているものなのかを確認したいと思っております。その2点です。

中川部次長

まず、広報に載せるということですが、公募の方法につきましては当然広報も考えられるのですが、締め切りの関係との意味合いがありまして、例えば10月に載せるとしたら今月末に載せなければいけないということになりまして、もしかすると広報で間に合わないかもしれないということで、ホームページ上ですとか別の手段で皆さんに周知を考えたいと思っております。当然広報にも載せるというタイミングがあれば載せたいと思っております。できるだけ年内に1度開催したいということがございまして、そこら辺も考えてみたいと思っております。

それと、もう一つの条例の関係ですが、通常この種の会議、市民会議ですとか市民検討会議という場合は設置要綱ですとところが多いのですが、今回努力義務とはいえ法律の中で設置条例によって審議会という形であることが望ましいということで、さらに道内の各市を調べますと先ほど申し上げましたとおり8割が設置条例による会議ということでやっておりますので、逆に要綱等でそれ以外の方法で設置しましたという場合にはなぜだという理由を問われるのではないかと今考えておりまして、私どもとしては設置条例で進めていきたいと考えております。

木 下

以上です。

パソコンを持っていない方もまだ結構いると思うのです。私は、やはり広報が一番望ましいと思いますので、よろしくお願いします。

委員 長

答弁はよろしいですか。

木 下

いいです。

委員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

窪 之 内

組織構成についてお聞きいたします。

16人以内で組織するということになっていまして、1番から6番について既に人数的な割り当てを考えられていると思うので、その人数、また男女、公募は男女を問えないと思うのですけれども、公募以外の男女別、また選び方、例えば子供の保護者といった場合考えている対象、事業主を代表する、労働者を代表するという事で考えられていること、どういうところを考えられているのかお伺いしたいと思います。

中川部次長

まず、6つのジャンルからどのような人数でということなのですが、2名から3名ぐらいとは考えてはおります。男女別については特に、できるだけいいですか、女性を多くというような、一応男女の別に差はないというか、どうしても子育ての主体は女性になるだろうということがあると思いますので、なるべく女性を、あるいはそういった公募の方も女性が手を挙げてくれるのではないかという期待も持っておりますが、特に男女を分けて公募をかけるものではないので、そこら辺は何とか希望といいますか、恣意的なことはしないと考えております。

あと、例えば1番目のジャンルごとでいいますと、保護者の場合はほかの既に動き出している都市の状況を見ますと、PTAの例えば滝川でいえば市P連ということになるかと思うのですが、そういった団体に推薦をお願いするという形で推薦をいただいて委員に任命しているという例が多いです。一本釣りとか、そういう形ではなくて、我々もなるべくそういうことではなくて、団体があればそういった団体をお願いして人選をお願いするというような形をとろうと思っていますので、例えば事業主の代表ということであれば商工会議所ですか、そういったところをお願いするだとか、労働団体のほうをお願いするですとか、そういったやり方を考えていきたいと考えております。ただ、学識経験の場合はなかなかどこに推薦を願うということにもならないと思うので、想定しているのは地元で短大がございますので、その幼児教育の課程を持った学部もありますので、そういったところにまたご相談してお願いしようと考えております。

以上です。

窪 之 内

市P連等に推薦をお願いするという場合で絶対に避けてほしいと思っているのは、その代表になるということ避けてほしい。年々かわるのです、代表って。だから、そこを避けて推薦をお願いするということを徹底してほしい。そういうふうにしないと、やっぱり本当に興味を持っている人たちは出づらいし、ダブっているところに出てくる人たちが出るというのはこの性格からいってもふさわしくないで、そういう方向性についてそういうことを進めていくことについてのお考えを伺います。

中川部次長

確かに今こちらで言っている子供というのは18歳未満ということにはなっていますが、我々とすれば高校に行ったお子さんを持つ親ではなくて、小学

校とか小学校以下とか、そういった部分で現実に今小さなお子さんを抱えて子育てを行っている方を推薦してほしいというような言い方でできればやりたいなと思っています。ご存じのとおりPTA連合会の役員、各単Pは毎年かわりますので、2年任期なものですから、そこら辺でいつも私はここを代表しているのだから、ここをおりたらこの委員としてふさわしいのかとよく聞かれるので、そういったところを余り後で疑問にならないようにしたいと思います。以上です。

委 員 長 そのほか質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。

4. その他について

委 員 長 4、その他について、何か委員のほうからありますでしょうか。
(なしの声あり)

委 員 長 何か事務局からありますでしょうか。
菊井事務局長 先ほど請願の関係で資料要求を請願者と市部局にしているのですが、この説明について、請願者の方とか、所管を呼ぶ必要はありますでしょうか。
(何事か言う声あり)

菊井事務局長 請願者です。資料要求しているので、請願者から資料が出てくるのですが、それに対して先ほど質疑を行うという話をしていたのですが、基本的には請願者の出席は今回で終わりと考えてはいたのですが、資料要求があつて質疑があるかもしれないとなると次回も来ていただいたほうがよろしいでしょうか。

清 水 私は、ぜひ請願者にも来ていただきたいと。かなり請願者に対して色眼鏡で見がちというか、先ほど堀副委員長が言われたように現場に行つてということでは、本人がいないところで余り我々も分析できないと思います。

委 員 長 それでは、請願者及び所管にも出席をいただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 それでは、そのように手配をさせていただきます。

5. 次回委員会の日程について

委 員 長 5、次回委員会の日程につきましては8月28日1時半から第一委員会室においての開催ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 それでは、以上をもちまして第24回厚生常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉 会 17:17

「議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例についての討論」

◎ 市 民 ク ラ ブ

市民クラブを代表して厚生常任委員会に付託されました議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を可とする立場で討論を行います。

議案審査に当たり、各種資料の審査及び関連施設の視察も行い、短期間でしたが集中した審査を進めてきました。

ごみ処理料金が平成15年度に従量制となり、指定ごみ袋が導入されて10年がたち、市民にもすっかり定着していると言えます。また、この間、新聞・チラシ等の古紙類の分別無料回収や小型家電の拠点回収を実施するなど、資源化率向上への努力については評価いたします。その一方で、エコバレー歌志内の突然の撤退表明という予期せぬ事態が発生し、平成20年度からはエコバレーの大幅値上げによる処理経費の増大という事態に追い込まれました。同時に、撤退後の処理方法についての決断を迫られ、関係市町での合意のもと、中空知全体の広域廃棄物処理施設（中・北空知エネクリーン）を建設することが決定し、平成25年度から稼働しています。

処理経費に占める住民負担率は、平成15年度26.1%だったものが、平成22年度には18.7%となり、市の基準である25%に対し大きな差が生じることになりました。この状況から、滝川市廃棄物減量等推進審議会から平成24年2月に、更なる資源化の推進と住民負担率の適正な水準を求める答申が出されました。

今回の改定は、中・北空知エネクリーンの処理経費の見通しが確定したことから、住民負担の適正化のための改定と言えます。改定を可と判断した要点及び要望を以下に述べさせていただきます。

第一に、9月からの電気料金の値上げとともに生鮮食料品の値上げも相次ぎ、市民生活は苦しくなる一方です。また、来年は消費税の値上げが控えているなど、この時期での住民負担増は極力さけるべきとの思いはあります。しかし、今年度までエコバレー歌志内の大幅値上げ分を市民負担に転嫁せずにきたこと、エネクリーンが稼働した現在、現行のままでは市の財政負担が大きく、他の市民サービスへの影響も懸念されること、さらに住民負担率を20.3%と極力抑えたことから、改定はやむを得ないと考えます。

第二に、資源化の徹底という点では、雑紙の無料回収を新たに導入することについては評価いたします。しかし、プラスチック製容器包装ごみの分別は導入されませんでした。熱エネルギーとしての再利用がベストなのか疑問が残ります。資源化の観点からの研究、検討を求めます。

第三に、事前に住民説明会を開催しましたが、参加人数が少なかったことは残念です。雑紙分別導入や分別の見直しという新しい処理の方法について、全市民に理解して実行してもらうことが必要です。有効な手だてを実施するよう求めます。

第四に、ごみ処理料金をはじめとする減免制度は、低所得者・高齢者対策として有効な施策です。しかし、自治体負担で実施するには限界があります。低所得者・高齢者だけでなく、子育て世代や障がい者への適切な対策が実施できるよう財政面での措置を国に強く要請するよう求めます。

最後に、資料要求への対応をはじめ、所管職員の誠実な態度に感謝申し上げ討論とします。

◎ 新 政 会

新政会を代表し、本委員会に付託されました議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適

正処理に関する条例の一部を改正する条例につきまして可とする立場で討論いたします。

ごみ処理の有料化は、昭和 61 年に定額制が導入され、平成 15 年から現在の従量制へと変更になり、ごみの排出抑制に一定の効果があつたことは評価をいたします。

本年 3 月に中・北空知廃棄物処理広域連合の一般廃棄物焼却施設が竣工し、これらの経費を含め平成 26 年度以降年間約 6,485 万円が必要となります。

ごみ処理手数料は、平成 15 年から現在まで改定を行っていませんが、ごみ処理は市民生活に重大な影響を及ぼすもので、効率のよい適正な処理を行うことは行政の使命であることから、今回ごみ処理手数料の若干の改定は必要と考えております。

来年 4 月からは、今まで燃やせないごみで収集されていた雑紙の収集を実施することですので、少しでも住民負担が軽減されるよう市民周知を徹底し、今まで以上に資源回収などを実施するよう要望して、新政会の討論といたします。

◎ 公 明 党

公明党を代表し、議案第 4 号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を可とする立場で討論いたします。

今日環境保全のための資源の利活用は、地球規模の重大な課題であります。そういう意味から、市民のごみに対する意識向上が必要であり、負担をお願いすることも必要と考えます。

今回の提案の瓶、缶、ペットボトルを除く生ごみ等の 25パーセントの値上げに対し、雑紙、乾電池、蛍光灯等の無料回収に対応するなど、市民負担を軽減する行政サービスを大いに評価いたします。

しかしながら、今後の市民負担に対してはより負担軽減に努力され、特に低所得者対策には検討を要望し、賛成討論といたします。

◎ 清水 雅人（日本共産党）

日本共産党の清水雅人です。私は「滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例」を否とする立場で討論を行います。

まず日頃から廃棄物処理行政にご尽力されている理事者、職員の皆様に敬意を表するものです。

さて、付託された厚生常任委員会で、これまでに 3 回の審議と 2 回の視察を行いました。その中で必要な審査を行うことができました。また、市民説明会が 7 か所で行われました。

まず、提案内容と背景について触れておきたいと思います。

第一に、値上げ内容は、生ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみの袋代を一律 25% 上げるものです。

説明では、資源収集の対象を広げることで袋使用量を減らし、値上げ幅を抑えることができるとされました。新たな資源化などの内容は、1 点目として可燃ごみの 39% を占める雑紙で約 2 割減少します。2 点目として、不燃ごみは、小型家電回収が 4 月から実施されており減少します。3 点目は、不燃ごみに危険有害物の乾電池・蛍光灯・水銀体温計・ライター・ガス缶・スプレー缶が特定品目として追加され無料回収になり減少します。

その結果、市民が負担する家庭用ごみ処理手数料である袋の購入料金合計は、1 億 7,330 万円から 1 億 9,950 万円へと、2,620 万円、15.2% 増にとどまるということです。試算では、夫婦と中高生 3 人の 5 人家族で、年間 1 万 6,640 円から 1 万 8,720 円に 2,080 円、12.5% 増としています。

第二は、事業系についても搬入によるごみ処理手数料 20% 増値上げで、5,207 万円から 6,250 万円へと 1,043 万円の増を見込んでいます。事業系の住民負担率については、2003 年 42.4%、2010 年 27.9%、2014

年度以後35%になるとの答弁がありました。雑紙資源化により可燃ごみがどの程度減量されるのか試算がないので、家庭ごみのように事業者負担増が抑えられるか推定できませんが、事業系一般廃棄物の事業者負担率が家庭系に比べ約1.5倍の水準です。

第三に、値上げ理由については、1点目として、エコバレー撤退と新焼却施設建設による経費増、2点目として、ごみ処理経費全体に占める市民負担が2003年度26%から現在18%に低下しており、負担率適正化のため20%にしたいことを挙げています。

また、最終処分場を7年後をめどに建設し、その際に再値上げを検討していることを明らかにしました。

以上のような提案に対する反対理由は、以下の点です

第一は、市民生活を直視するならば、地方自治体は市民負担増をすべきではありません。賃金低下に歯止めがかからず、年金も低下が始まっています。支出は、円安による物価高、燃料高騰、電気料金値上げ、介護保険料も3年ごとに上がり続け、国保税や後期高齢者医療保険料も高いままです。高校授業料無償化や水道料金・保育料の値下げはありましたが、全国でも高水準であることには変わりません。来年度、消費税増税や医療費窓口負担増が行われれば、暮らしと営業はどうになってしまうのか、多くの市民が不安にあえいでいます。日本共産党にも家庭だけでなく、飲食店など事業者からの切なる要望が寄せられています。

第二は、道内35市でトップクラスの手数料になることです。同じような廃棄物行政をしているのですから、道内平均より下を目指さなければ市民の信頼に応えることはできないと考えます。具体的には可燃・不燃ごみの1リットル当たりのごみ袋料金の帯広市3円、芦別市2.75円に次いで、釧路市と同じ2.5円になり、35市中3位の高さです。一方、生ごみは、芦別市10.3円に次ぎ、留萌市、赤平市、砂川市、歌志内市と同じ8.3円となり、35市中2位です。

第三は、容器包装リサイクルを全く進めないまま2割以上も大きい焼却炉を建設し、過大な建設費と維持管理費になっている責任があるにもかかわらず、値上げ理由として「エコバレー撤退と焼却炉建設にともなう支出増」を挙げていることです。質疑に対し、大きすぎる焼却炉になった理由について「エコバレーの撤退で急いだ。雑紙のリサイクルは5市9町の合意ができなかった」という正直な答弁もされましたが、容認できるものではありません。

日本共産党は花岡道議会議員を先頭に調査を行い、尾崎社長から「原因はすべて日立側にあり、日立が一番悪い。道義的責任がある。親会社も、自治体の同意がなければ止められないと言っている」との発言を引き出しました。しかし、日立製作所が想定した最も短期間の15年間で下回る10年でエコバレーを停止できるように、新たなごみ減量も全くせずに2013年4月の新焼却炉操業開始に突き進みました。日本共産党の酒井隆裕議員が2009年第2回定例会などで札幌市での雑紙やプラスチックの分別収集を例にとるなどして、リサイクル品目の拡大を提案しましたが、真剣な答弁はありませんでした。さらに翌2010年1月29日、広域連合準備会会長 泉谷歌志内市長（当時）に、「分別収集強化による減量と雇用拡大、適正な焼却炉規模を求める提案書」を提出しましたが、5市9町の首長は、理不尽な日立側の要求を丸のみにして大慌てで炉の規模をほとんど縮小することなく決定してしまったことは記憶に鮮明に残っています。吉井副市長が、「エネクリーン（広域連合焼却施設）は、5市9町の総意だった。雑紙については、わかっていたら炉の規模を小さくできたという反省はある」と答弁しました。しかし、一般廃棄物処理を国内有数の大企業の子会社に委託するという道内でも例外的なごみ処理を、市民の批判・不安の中で10年前に開始しておきながら、設備の欠陥があるので、2013年3月に撤退したいという15年契約を反故にする要求を100%受け入れる一方、時間が無い中で焼却炉規模について間違った決定をした行政責任は重大であり、そのツケを市負担増に転嫁することに道理はありません。

第四は、リサイクルによるごみ減量が不十分な中での値上げであることです。4月から実施の小型家電の拠点回収に加え、雑紙の新たな分別収集や危険・有害物である特定品目の分別収集は大きな前進であり評価します。

しかしプラスチックの資源化については、滝川市廃棄物減量等推進審議会から検討を求められたにもかかわらず、相変わらず「可燃ごみとして収集し、焼却炉で発電」することが最良の方法との考え方がにじむ答弁が繰り返されました。これは早期に改める必要があります。

なぜなら、容器包装リサイクル法は、市町村が収集保管、消費者が分別、特定事業者がリサイクル費用を負担するという3者の役割を定めており、消費者と市町村が多額の処理費用を全額負担する現状は法が目指す内容に反します。容器包装リサイクル法にのっとり、消費者である市民に処理費用を負わせることなく、特定事業者に処理させる必要があります。

特に、発砲スチロールトレイについて、市は「事業者が取り組んでいる食品トレイや紙パック類などの店頭回収を積極的に活用し、各家庭のごみ減量化と資源化を促進しましょう」と啓蒙していますが、立場をわきまえていないことを指摘せざるを得ません。容器包装リサイクル法第6条（地方公共団体の責務）は、「市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

さらに、現在のごみ処理基本計画で「現在可燃ごみとして処理・処分しているその他プラスチック製包装容器についても、今後は容器包装リサイクル法に基づき分別収集を行い、ごみ資源化に努めることが重要である。」との記述とも矛盾します。計画と姿勢にかい離があるとしか考えられません。

容器包装プラスチックについては、道内35市中23市が分別収集、4市が一部分別収集であり、滝川市は大きく遅れています。今後は、プラスチックの中でも、家庭で汚れを落としやすく、マテリアルリサイクルに適した発砲スチロールやペット樹脂やスチロール、樹脂性の透明のふたなどを早期に分別収集項目に加えること、そして次期ごみ処理基本計画でプラスチック全体のリサイクル実施のための施設整備など具体化を求めるものです。

また、衣類や剪定枝についてもリサイクルの実施を求めます。

第五は、分別資源収集の対象を広げることでごみ袋使用量を減らし、値上げ幅を抑えることができるとし、家庭系では2,620万円、15.2%増にとどまるという考え方が示されました。しかし、新たな分別から漏れる市民、分別が困難な市民にとっては、25%の値上げであることです。吉井副市長は、「5年前、3年前に値上げを見合わせた。今回、雑紙リサイクルによるごみ減量と併せ負担増を抑えるようにしたのでご理解願いたい」と答弁しました。

しかし、分別不能なものが、ごみの多くを占める市民にとっては、25%値上げが重くのしかかります。在宅介護や子育てでは、毎日数個も使う紙おむつは分別不能です。また、独居高齢者などでは、宅配弁当の容器包装プラスチックは分別不能です。

第六は、ごみ処理経費についての住民負担率の考え方についてです。2010年度決算値で、家庭系では、ごみ処理手数料収入が1億1,997万3,000円でごみ処理経費は6億6,337万7,000円、差額は5億4,340万4,000円で住民負担率は18.09%。

事業系では、5,207万3,000円に対して1億8,667万3,000円、差額1億3,460万円、住民負担率は27.9%。合計では1億7,204万6,000円に対して8億5,005万円、差額6億7,800万4,000円、住民負担率20.24%でした。説明では家庭系ごみについて、7年前の2003年の26%から18%に低下したため、25%の方向に戻したというものでした。しかし、住民負担率の考え方は、ごみ量が増えていた時代の産物ではないでしょうか。ごみを減量すれば手数料収入が減る中で、住民負担率の考え方を続ければ、家庭系で200円、300円に、事業系の収集業者が販売する袋は500円、1,000円に近い将来なってしまいます。市民の役割は、容器包

装リサイクルにのっとり「分別」して出すことであり、高齢化の中でその役割は益々高まっていることを考えれば、今以上の値上げはすべきではありません。

ここで、地方交付税の基準財政需要額が、7年間に4億3,375万円から3億1,633万1,000円に1億1,741万9,000円減額したことが、値上げに踏み切る大きな要因になっており、国の地方財政削減の実態を厳しく指摘するものです。

その他として、若干の意見を付して討論とします。

第一は、減免制度の拡充が必要です。有料ごみ袋の減免は、生活保護受給者、70歳以上の単身者、ひとり親家庭などとなっています。

答弁では、「過去にも検討している。しかし、水道・下水道などと一体的な制度になっているので、ごみだけを広げる考えはない」とされ、吉井副市長は、「厳しい財政状況で、見直しはできない」という主旨の答弁をしました。

しかし、25%という大幅値上げ提案の一方で、弱者に対する視点が欠けていることは残念なことです。視覚障害をはじめ障がいを持つ方が、分別する大変さを考えれば厳しい財政で済ませられることではありません。また、70歳以上の単身世帯要件を外すことは、紙おむつが分別不能であり25%が丸々負担増になることから必要な見直しです。岩見沢市が実施する子育て世帯への減免制度を参考に拡充を求めます。

第二は、最終処分場の建設は約7年後を予定しており、その建設費は12億円が見込まれるため、再値上げを検討する考えが示されました。とんでもないことです。これまでも滝川市は、ごみ処理手数料値上げでは、道内の2番手の役割を果たしてきました。2003年は伊達市に続き、2013年は帯広市・釧路市に続いての値上げ案です。更なる値上げなどは許されないことを肝に銘ずるべきです。

第三は、来年度からの消費税増税を安倍自公政権が決めても、ごみ処理手数料や全国一高い上下水道料金をはじめ公共料金には転嫁しないことを求めています。地方消費税も増額する中で財源も理由も十分です。

第四は、事業系一般廃棄物の事業者負担率が家庭系に比べ約1.5倍の水準です。事業系ごみについては、様々な事業者がいる中で、近年ごみ量が増えている事業所もあるようです。大量排出する大規模事業者と家庭より少ないような個人営業が同じ負担でいいのか、また大規模ほど収集業者に支払う委託料が、重量当たりで安い可能性もあります。負担率が家庭と事業者でこれほど違うことの是非について、また大量排出事業者については、特別な検討が必要であり、今後議論していきたいと考えます。

第五は、滝川市の長所を続けていただきたいということです。1点目は、戸別収集です。道内でも実施数は少ないのではないのでしょうか。高齢者・障がい者など弱者に優しい滝川市の自慢です。2点目は、10年前に実施した生ごみのバイオガス化により、埋め立てが激減したことも自慢です。3点目は、リサイクル率です。生ごみのガス化を含めると45%程度になり、堆肥化だけを含めても30%近くなります。全国には生ごみのガス化や堆肥化を分子に含めずに50%を超す自治体も見られます。全国でも評価されるリサイクル率を目指していただきたい。